

# 逗子市一般廃棄物処理基本計画

平成22年3月

逗子市



## 目次

第1章 計画の位置づけ	1
1. 計画改定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	2
第2章 逗子市の概要	3
1. 地勢	3
2. 人口及び世帯数	4
3. 産業	5
4. 土地利用状況	6
第3章 ごみ処理基本計画	7
第1節 ごみ処理の現状及び課題	7
1. ごみ処理の沿革	7
2. ごみ処理体制	8
3. 減量化・資源化対策	10
4. ごみ排出量	12
5. 収集・運搬の現況	14
6. 中間処理及び最終処分の現況	15
7. ごみ処理事業費の概況	19
8. ごみ処理広域化の現状	21
9. ごみ処理の現状と問題点	22
10. ごみ処理の評価	30
11. ごみ処理の課題	32
第2節 基本方針及び目標	35
1. ごみ処理の基本理念	35
2. ごみ処理の基本方針	35
3. 基本的な施策	37
4. 計画目標	40
5. 資源循環型社会の形成に向けた市民・事業者・市の役割	41
6. 各施策実施スケジュール	42
第3節 ごみ排出量等の予測	43
1. ごみ処理の流れ	43
2. ごみ排出量、資源化量等の予測結果	45
第4節 ごみ処理個別計画	50
1. 資源化計画	50

2.	収集・運搬計画	51
3.	中間処理計画	54
4.	最終処分計画	57
5.	その他ごみ処理に関して必要な事項	58
第4章	生活排水処理基本計画	59
第1節	生活排水処理の現状	59
1.	生活排水処理概要	59
2.	生活排水処理実績	60
3.	し尿及び汚泥処理の現状	62
4.	収集・運搬の現況	63
5.	中間処理の現況	63
第2節	生活排水処理量の将来予測	64
1.	生活排水処理形態別の将来人口	64
2.	し尿及び浄化槽汚泥処理量	65
第3節	生活排水処理基本計画	66
1.	基本方針	66
2.	し尿・浄化槽汚泥処理計画	66
資料編		
1.	諮問書	1
2.	改定についての説明文	2
3.	答申書	3
4.	逗子市一般廃棄物処理基本計画改定の経緯	4
5.	逗子市廃棄物減量等推進審議会委員名簿	5
6.	逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例	6
7.	逗子市廃棄物減量等推進審議会規則	16
8.	国及び神奈川県のごみ減量目標等	17
9.	逗子市役所ほか位置図	18

# 第 1 章 計画の位置づけ

## 1. 計画改定の趣旨

本市では、ごみの減量化・資源化を推進するため平成 9 年 3 月に計画目標年次を平成 23 年とする「逗子市一般廃棄物処理基本計画」を改定しました。なお、計画は 5 年ごとに見直しを行うこととなっていますが、作成後三浦半島地域の 4 市 1 町のごみ処理広域化協議の検討を経て、その後鎌倉市との 2 市協議の進捗を見定める必要があることなどから、改定の機会を得ずに現在に至っています。

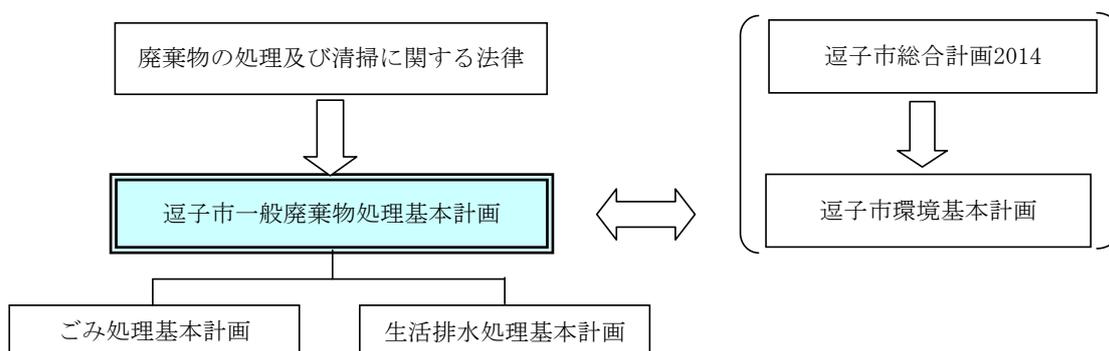
この間、各種リサイクル関連法が施行され、リサイクルを推進する法体系が整備されました。また、平成 15 年 3 月には循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画において、天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を目指した取り組みを進めるための方針が示されました。さらに、平成 18 年 6 月には、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律が改定され、国、地方公共団体、事業者、消費者等のすべての関係者の協働の下、容器包装廃棄物の 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を効果的に進める方針が示されました。

このように、ごみ処理をめぐる環境は変化しており、また、鎌倉市とのごみ処理広域化の協議が平行線をたどり新焼却炉の建設が見通せない状況から、当面老朽化した既存ごみ焼却施設の 10 年以上の延命化を実施する方針とし、この間に可能な限りごみの減量化・資源化を図ることを基本的な考え方とする一般廃棄物処理基本計画の改定を行うものです。

## 2. 計画の位置づけ

---

この計画は、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」と言います。）第6条第1項の規定に基づき、「逗子市総合計画2014」、「逗子市環境基本計画」等との整合を図り、長期的、総合的視点にたつて、計画的に一般廃棄物処理施策を推進するための基本方針を定めるものです。



## 3. 計画期間

---

この計画の期間は、平成22年度を初年度とする今後10年間とし、計画目標年度を平成31年度とします。

なお、概ね5年後を目途に見直しを行うこととします。ただし、社会情勢の変化や関係法令等の見直し等諸条件に大きな変動が生じた場合は、必要に応じて見直すこととします。

## 第 2 章 逗子市の概要

### 1. 地勢

#### (1) 位置

本市の位置は、図 2.1 に示すとおりです。

本市は、神奈川県南東部の三浦半島の北西部に位置し、北は横浜市、東は横須賀市、北西は鎌倉市、南は葉山町に接し、西は相模湾に面しています。

面積は、1,734 ヘクタールです。

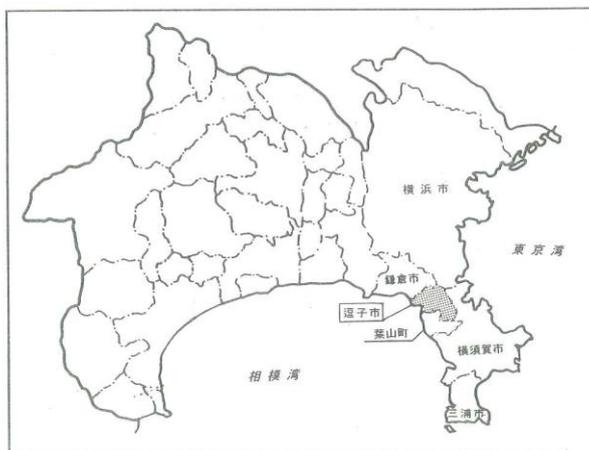


図 2.1 逗子市位置図

#### (2) 気候

平成 20 年の本市の気候は表 2.1 に示すとおりです。最低気温は、 $-3.2^{\circ}\text{C}$ 、最高気温が  $34.8^{\circ}\text{C}$  となっています。

表 2.1 気候の状況

年別 月別	平均 温度 ℃	最高 温度 ℃	最低 温度 ℃	平均 湿度 %	降雨量 mm	最多 風向
平成 18 年	15.8	33.9	-4.5	71.7	1,536.5	東北東
19 年	16.3	35.3	-2.2	72.4	1,264.0	東北東
20 年	16.1	34.8	-3.2	72.7	1,562.0	東北東
1 月	5.7	16.2	-0.9	59.0	15.0	東北東
2 月	5.4	15.1	-3.2	61.7	37.0	東北東
3 月	10.6	19.9	0.9	69.7	147.5	東北東
4 月	14.4	23.5	0.7	71.7	171.0	東北東
5 月	18.0	27.7	8.9	77.2	296.5	東北東
6 月	20.5	28.5	12.7	82.3	247.5	西南西
7 月	25.8	33.3	15.7	79.8	2.0	西南西
8 月	26.4	34.8	19.7	81.7	106.5	西南西
9 月	23.8	21.5	15.5	78.8	213.5	西南西
10 月	18.9	26.9	10.4	74.1	189.0	西南西
11 月	13.0	22.5	3.0	68.6	65.5	東北東
12 月	10.1	21.6	-1.5	67.6	71.0	東北東

資料：統計ずし 2008 年版

## 2. 人口及び世帯数

逗子市における平成 11 年から 20 年までの人口及び世帯数の推移は、表 2.2 に示すとおりです。

平成 20 年における人口は、58,660 人、世帯数は 23,922 世帯となっています。人口は、平成 14 年以降大きな増減は無く、ほぼ横ばいとなっています。

表 2.2 人口及び世帯数

(各年10月1日現在)

年別	世帯数 (世帯)	人口 (人)		
		総数	男	女
平成11年	22,018	57,587	27,514	30,073
*12	22,000	57,281	27,428	29,853
13	22,673	58,127	27,747	30,380
14	23,160	58,552	27,902	30,650
15	23,409	58,597	27,891	30,706
16	23,615	58,485	27,808	30,677
*17	23,121	58,033	27,652	30,381
18	23,472	58,406	27,757	30,649
19	23,710	58,600	27,867	30,733
20	23,922	58,660	27,774	30,886

(注) \*国勢調査による

### 3. 産業

#### (1) 産業別就業人口

本市の産業別就業人口の推移は、表 2.3 に示すとおりです。総数は一貫して減少傾向となっています。

内訳では、第1次産業、第2次産業が減少し第3次産業がわずかながら増加してきています。

表 2.3 産業別 15 歳以上就業者数 (3 部門、大分類)

	平成7年	平成12年	平成17年
総数	26,866 人	26,103 人	25,781 人
第1次産業	132	134	117
第2次産業	6,531	5,510	4,583
第3次産業	19,991	20,228	20,636

資料：統計ずし 2008 年版 (各年 10 月 1 日現在)

(注) 総数には分類不能な産業を含む。

#### (2) 事業所数

本市の事業所数・従業員数は、表 2.4 に示すとおりです。事業所数では、卸売・小売業、サービス業で 48% を占めています。従業員数では、卸売・小売業、医療・福祉及びサービス業で 58% を占めています。

表 2.4 事業所数及び従業員数

産業大分類	平成8年		平成13年		平成18年	
	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数
総数	1,860	12,805 人	1,853	13,119 人	1,821	13,429 人
農・林・漁業	2	20	2	16	1	15
鉱業	—	—	—	—	—	—
建設業	170	1,073	168	793	148	761
製造業	83	526	58	374	53	375
電気・ガス・熱供給・水道業	3	66	2	46	3	28
情報通信業	—	—	—	—	9	39
運輸業	23	581	23	614	8	352
卸売・小売業	790	4,964	748	5,074	504	3,595
飲食店	—	—	—	—	187	1,442
宿泊業	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	35	450	23	270	16	226
不動産業	123	348	153	435	189	498
医療・福祉	—	—	—	—	193	2,523
教育・学習支援業	—	—	—	—	123	1,227
複合サービス事業	617	4,270	662	4,909	10	171
サービス業	—	—	—	—	363	1,664
公務	14	507	14	588	14	513

資料：統計ずし 2008 年版 (各年 10 月 1 日現在)

## 4. 土地利用状況

本市の土地利用状況は、表 2.5 及び 2.6 に示すとおりです。市街化区域と市街化調整区域の比率は、それぞれ 48%及び 52%となっています。

用途地域別面積では、第一種低層住居専用地域が 60.3%、第一種住居地域が 23.6%でこの 2 種で約 84%を占めています。

**表 2.5 市街化区域及び市街化調整区域**

(平成13年11月20日神奈川県告示)

区 分	面 積 (ヘクタール)	比率 (%)
市街化区域	833	48.0
市街化調整区域	901	52.0
総計	1,734	100.0

**表 2.6 用途地域別面積**

(平成15年1月7日神奈川県告示)

種 別	面積 (ヘクタール)	比率 (%)
第一種低層住宅専用地域	約502	60.3
第二種低層住宅専用地域	—	—
第一種中高層住宅専用地域	約60	7.2
第二種中高層住宅専用地域	約1	0.1
第一種住居地域	約197	23.6
第二種住居地域	約15	1.8
準住居地域	—	—
近隣商業地域	約38	4.6
商業地域	約18	2.2
準工業地域	約1.9	0.2
工業地域	—	—
工業専用地域	—	—
計	約833	100

## 第3章 ごみ処理基本計画

### 第1節 ごみ処理の現状及び課題

#### 1. ごみ処理の沿革

ごみ処理の沿革は、表3.1.1に示すとおりです。

表3.1.1 ごみ処理の沿革

年次	収集・運搬関係	中間処理関係	最終処分関係	その他
昭和43年		・池子地区に清掃センター塵芥処理場 90t/24h完成	・清掃センター場内に最終処分場完成(35,000m <sup>2</sup> )	
45	・全市にダストボックス方式普及			
48	・不燃ごみ・粗大ごみ分別収集開始(ステーション方式 月1回)			・多量排出者のみに有料化 ・一般廃棄物処理計画策定
50	・銀座・なぎさ通り袋詰め収集に移行(戸別収集廃止)			
51				・不用品交換案内板設置
52	・ダストボックス撤収しステーション方式へ。可燃物週3回収集			
54		・粗大ごみ処理施設完成		
56		・焼却施設完成 140t/24h		
57			・最終処分場完成(第二期)	
59	・使用済み乾電池分別収集開始		・下水汚泥乾燥施設完成	
61	・市全域ステーション方式に移行			
62	・不燃・粗大ごみ月2回収集			・一般廃棄物処理計画全面改定 ・フリーマーケット第1回実施
63				
平成2年		・し尿処理施設更新		
3	・市内15箇所で開催・雑誌・アルミ缶・びん・スチール缶収集実施			・家庭用コンポストの貸与開始
4			・最終処分場完成(第三期)	・ごみ散乱防止ネット配布開始
5	・あき缶・あきびん・古紙の定点回収151箇所			・資源回収奨励金制度実施
6		・あき缶・あきびん選別処理施設完成(5t/5h)		・逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例並びに施行規則全面改正 ・廃棄物減量等推進審議会設置
7	・あき缶・あきびん分別収集開始 ・フロンガス回収実施 ・定点回収廃止	・あき缶・あきびんストックヤード完成		・資源回収奨励金制度改正
8				・生ごみ処理容器等購入費助成事業開始 ・減量化・資源化協力店制度開始
9				・一般廃棄物処理基本計画改定
10	・ごみ袋を透明・半透明のポリ袋に統一			・逗子市空き缶等の散乱防止等に関する条例制定
11	・燃やすごみ市内全域、月・水・金曜日収集に移行 ・粗大ごみの戸別収集開始	・ペットボトルストックヤード施設完成		
12		・排ガス高度処理施設整備工事開始		
13	・ふれあい収集開始			・資源回収奨励金制度に飲料用パック、ミックスペーパー追加
14	・粗大ごみ券(証紙)による戸別収集開始 ・紙・布類の委託収集開始			
15				・大型生ごみ処理機市内1箇所に設置 ・電動式生ごみ処理機貸与事業開始
16	・燃やすごみを月・金曜日に移行 ・不燃ごみ、ペットボトル、あき缶・あきびんを月2回収集から週1回に移行 ・容器包装プラスチックを週1回収集開始 ・市内全域を同じ収集日に統一	・容器包装プラスチック選別処理施設完成		・大型生ごみ処理機市内1箇所に設置

## 2. ごみ処理体制

### (1) ごみ処理フロー

平成 20 年度の本市のごみ処理の流れについては、図 3.1.1 に示すとおりです。ごみの分別区分は、①燃やすごみ、②不燃ごみ（うち、スプレー缶・カセットボンベ、乾電池、危険物について細分化）、③あき缶・あきびん、④ペットボトル、⑤容器包装プラスチック、⑥紙（新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パック、ミックスペーパー）・布類、⑦粗大ごみの 7 分別です。

また、市の収集の他に、集団資源回収制度による回収も行っています。

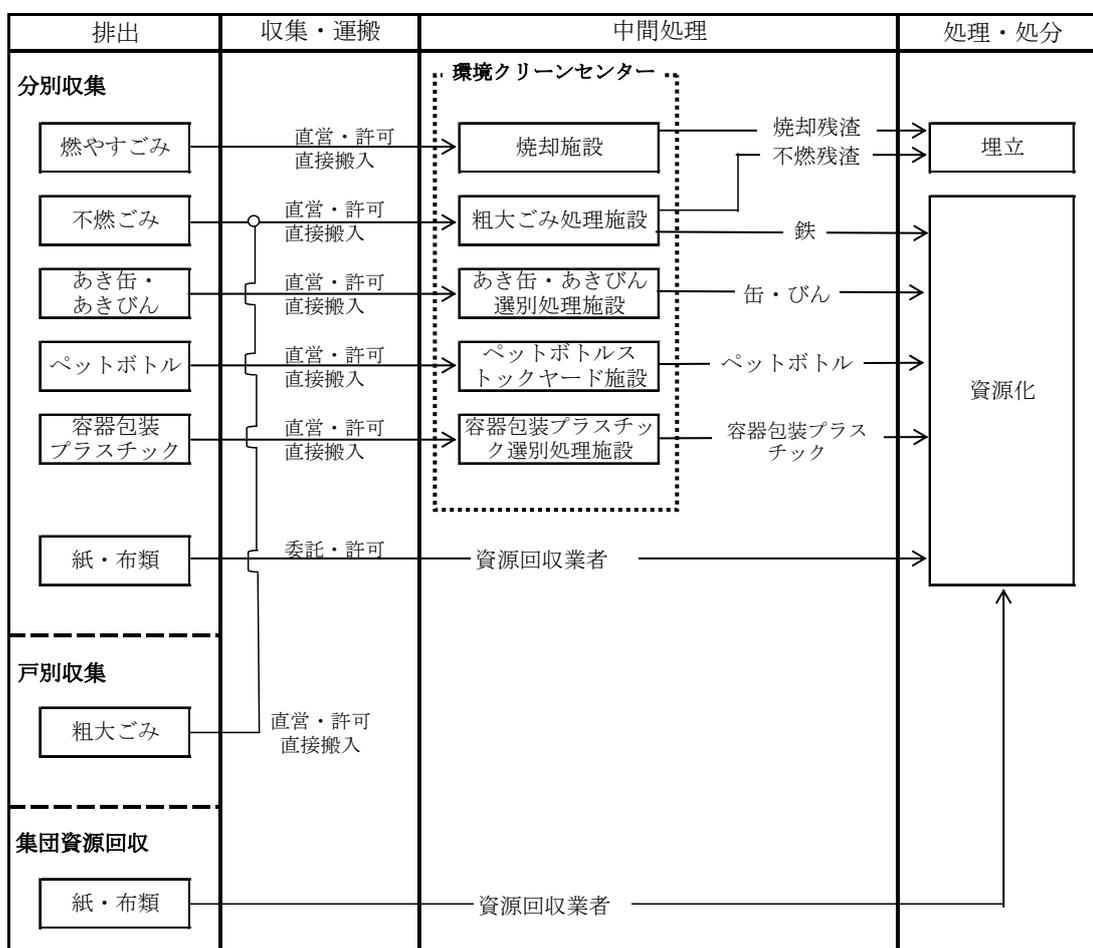


図 3.1.1 逗子市ごみ処理フロー（平成 20 年度）

(2) ごみ処理主体

本市のごみ処理の主体については、表 3.1.2 に示すとおりです。

表 3.1.2 ごみ処理主体

		排出者	指導	収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系	燃やすごみ	家庭	市	直営又は自己搬入	直営 (あき缶・あきびんは委託)	直営 容リ法等による資源化
	不燃ごみ					
	粗大ごみ					
	あき缶・あきびん					
	ペットボトル					
	容器包装プラスチック					
紙・布類	資源回収業者					
事業系	燃やすごみ	事業者	市	直営又は自己搬入(許可業者)	直営 (あき缶・あきびんは委託)	直営 容リ法等による資源化
	不燃ごみ					
	粗大ごみ					
	あき缶・あきびん					
	ペットボトル					
	容器包装プラスチック					
紙・布類	資源回収業者					
集団資源回収		団体	市	資源回収業者		

(注) 平成 22 年 3 月からペットボトルの中間処理を業務委託により行います。

(3) 組織体制

本市におけるごみ処理は、環境都市部の資源循環課及び環境クリーンセンターにより、図 3.1.2 に示す体制で行なっています。

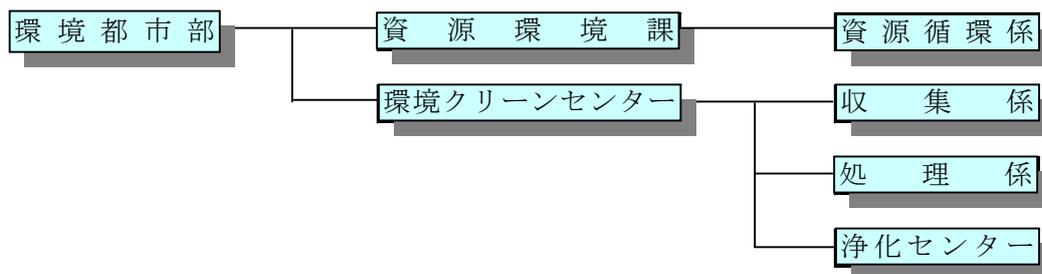


図 3.1.2 組織体制

### 3. 減量化・資源化対策

#### (1) 資源回収奨励金

資源として再利用できる排出物を回収するリサイクル活動の推進を目指し、自治会・町内会等が回収した古紙等の資源物について平成5年度から奨励金を交付しています。

- 対象団体数 : 58団体(平成21年3月31日現在)
- 対象資源物 : 新聞紙、雑誌、ダンボール、布類、飲料用紙パック、ミックスペーパー

#### (2) 生ごみ処理容器等購入費助成

生ごみの減量化及び堆肥化による資源の有効利用を図るため、生ごみ処理容器等を購入した市民に対し、限度額を定め費用の助成をしています。

過去5年間の助成台数は図3.1.3に示すとおりです。

- 生ごみ処理容器等の種類：コンポスト容器、EM処理容器、電動処理機等

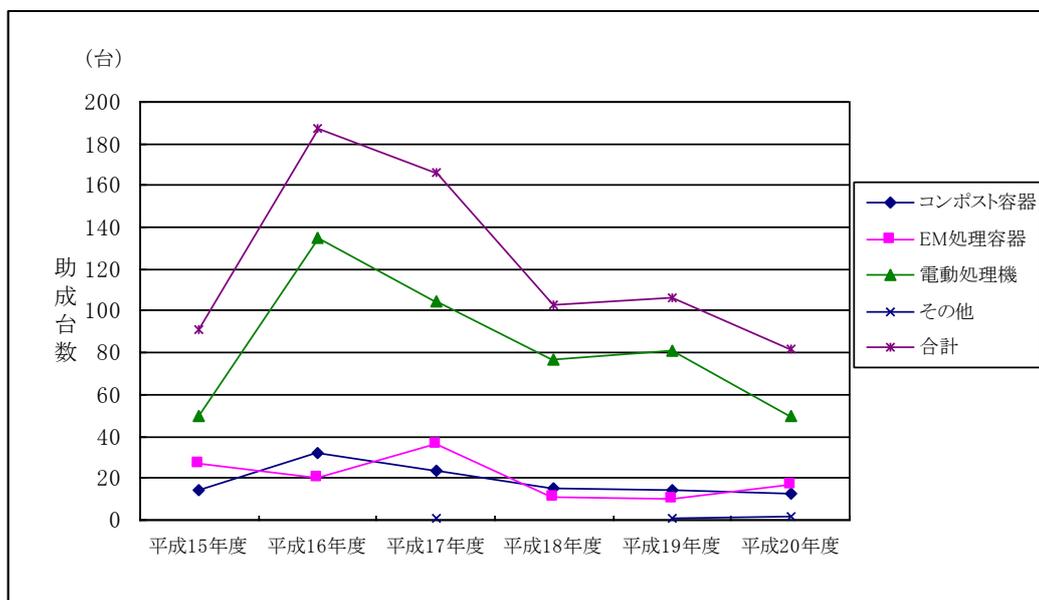


図 3.1.3 生ごみ処理容器等助成台数の推移

#### (3) 電動式生ごみ処理機貸与

家庭用電動式生ごみ処理機を貸与し、効果等を体験してもらうことによって、生ごみ処理機の普及を図り、生ごみの減量化・資源化を推進することを目的として、乾燥式生ごみ処理機(2台)の貸し出しを行っています。

#### (4) 大型生ごみ処理機導入調査の実施

集合住宅における生ごみの減量化・堆肥化による資源の有効利用の効果・課題を把握することを目的に、平成15年3月及び平成16年3月に市内の集合住宅2箇所へ、大型生ごみ処理機を1台ずつ設置し、調査しています。

#### (5) ごみ減量化・資源化協力店制度

簡易包装の推進を含め、ごみの減量化・資源化の施策に取り組む事業者を「ごみ減量化・資源化協力店」として指定し、ごみ減量化・資源化を推進しています。「ごみ減量化・資源化協力店」としての指定店舗数は、表3.1.3に示すとおりです。

表 3.1.3 「ごみ減量化・資源化協力店」指定店舗数

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
指定店舗数	79	79	91	91	80	80

#### (6) 不用品交換制度

家庭で使用しなくなった物の交換情報を提供する場所として、庁舎内に案内板を設置しています。交換実績は、表3.1.4に示すとおりです。

表 3.1.4 不用品交換実績

年度 項目 分類	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	受付件数	成立件数										
売ります	514	211	567	200	281	110	212	96	238	93	289	131
買います	163	33	112	21	78	22	53	18	63	10	54	15
無料で差し 上げます	280	221	221	165	218	181	150	124	194	152	180	137

#### (7) 市民活動への支援

フリーマーケットやごみの減量化や資源化を目的とした市民活動に対して、市では後援による支援などを行っています。これまで支援してきた市民の活動には、「もったいない市」や「リサイクル広場」を開催する団体の活動、ごみ問題の学習会や講習会の開催、イベントへの参加による啓発に取り組む団体の活動などがあります。

## 4. ごみ排出量

### (1) ごみ排出量

ごみ排出量は、表 3.1.5 に示すとおりです。

排出量の中で、燃やすごみは約 67%（平成 20 年度）を占めています。

表 3.1.5 収集、持ち込み及び許可業者搬入ごみ量

分別区分		年度						
		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
計画収集人口（米軍家族含む）（人）		61,597	61,387	61,215	61,423	61,461	61,415	
計画収集人口（米軍家族除く）（人）		58,597	58,485	58,033	58,406	58,600	58,660	
燃やすごみ	収集	14,623	13,021	11,801	11,853	11,903	11,604	
	持込・許可	3,992	3,742	3,067	3,066	3,312	3,190	
	計	18,615	16,763	14,868	14,919	15,215	14,794	
不燃ごみ	収集	637	687	643	635	621	571	
	持込・許可	62	47	48	55	52	32	
	計	699	734	691	690	673	603	
粗大ごみ	収集	370	364	359	357	367	352	
	持込・許可	522	563	556	467	632	599	
	計	892	927	915	824	999	951	
資源ごみ	ペットボトル	収集	163	185	189	189	188	185
		直搬・許可	1	3	2	1	0	1
		計	164	188	191	190	188	186
	容器包装プラスチック	収集	0	485	957	920	906	819
		持込・許可	0	108	203	115	70	54
		計	0	593	1,160	1,035	976	873
	あき缶・あきびん	収集	866	909	914	884	860	836
		持込・許可	47	28	17	15	11	9
		計	913	937	931	899	871	845
	乾電池	収集	4	6	4	4	2	4
	紙・布	委託収集	825	803	907	877	836	773
		持込・許可	0	0	0	0	0	0
		集団回収	3,003	3,335	3,509	3,407	3,273	3,072
		計	3,828	4,138	4,416	4,284	4,109	3,845
	収 集 合 計		1,858	2,388	2,971	2,874	2,792	2,617
	持込・許可合計		48	139	222	131	81	64
集団回収合計		3,003	3,335	3,509	3,407	3,273	3,072	
資源ごみ合計		4,909	5,862	6,702	6,412	6,146	5,753	
収集ごみ量合計		17,488	16,460	15,774	15,719	15,683	15,144	
持込・許可ごみ量合計		4,624	4,491	3,893	3,719	4,077	3,885	
集団回収ごみ量合計		3,003	3,335	3,509	3,407	3,273	3,072	
総合計量		25,115	24,286	23,176	22,845	23,033	22,101	

(注) 収集：市直管収集ごみ量、持込：直接搬入ごみ量、許可：許可業者搬入ごみ量  
・集団回収とは、集団資源回収により回収された紙・布類

## (2) 人口1人1日あたりごみ排出量

人口1人1日あたりごみ排出量（以下「発生原単位」といいます）は、表3.1.6に示すとおりです。

表 3.1.6 発生原単位の内訳

収集区分	年度 分別区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		燃やすごみ (g/人日)	650	581	528	529	531
収集	不燃ごみ (g/人日)	28	31	29	28	28	25
	粗大ごみ (g/人日)	16	16	16	16	16	16
	資源ごみ*1 (g/人日)	83	107	133	128	124	117
	計 (g/人日)	777	735	706	701	699	676
	燃やすごみ (g/人日)	828	748	665	665	678	660
総ごみ (収集・許可・持込)	不燃ごみ (g/人日)	31	33	31	31	30	27
	粗大ごみ (g/人日)	40	41	41	37	45	42
	資源ごみ*2 (g/人日)	218	262	300	286	274	257
	計 (g/人日)	1,117	1,084	1,037	1,019	1,027	986

\*1：委託回収を含む

\*2：委託回収、集団回収を含む

## (3) 資源化量

粗大ごみ処理施設、あき缶・あきびん選別処理施設、ペットボトルストックヤード施設、容器包装プラスチック選別処理施設で選別回収された資源物、集団回収による資源物の回収及び直接資源化された資源化実績量の推移は、表3.1.7に示すとおりです。

表 3.1.7 資源化量

種別	項目	年度					
		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
種別	鉄・アルミ類	553	549	473	491	507	467
	びん類	385	375	369	370	351	370
	紙類	761	734	829	807	769	716
	布類	81	76	78	70	67	57
	その他	2	0	0	0	0	0
	ペットボトル	139	161	164	171	171	181
	容器包装プラスチック	0	474	936	617	716	522
	乾電池等	4	6	4	4	2	4
	事業活動より	2	2	3	3	0	0
	小計	1,927	2,377	2,856	2,533	2,583	2,317
	紙類 (集団回収)	2,860	3,160	3,320	3,232	3,093	2,911
	布類 (集団回収)	143	175	189	175	180	161
	小計 (集団回収)	3,003	3,335	3,509	3,407	3,273	3,072
	合計	4,930	5,712	6,365	5,940	5,856	5,389
	全排出量	25,115	24,286	23,176	22,845	23,033	22,101
資源化率 (%)	19.6	23.5	27.5	26.0	25.4	24.4	

## 5. 収集・運搬の現況

収集・運搬の概要は、表 3.1.8 に示すとおりです。

なお、平成 13 年 3 月からごみステーションまでごみを運ぶのが困難な高齢者や障害者のみの世帯などを対象に、戸別収集「ふれあい収集」を行っています。

表 3.1.8 収集・運搬の概要

分別区分	運営	収集方法	ステーション数	収集頻度	収集曜日	収集車両	排出方法
燃やすごみ	直営	ステーション	1,000	週 2 回	月・金	パッカー車	透明・半透明の袋
不燃ごみ	直営	ステーション	600	週 1 回	火	パッカー車	透明・半透明の袋
ペットボトル	直営	ステーション	600	週 1 回	火	パッカー車	透明・半透明の袋
容器包装プラスチック	直営	ステーション	1,000	週 1 回	水	パッカー車	透明・半透明の袋
あき缶・あきびん	直営	ステーション	600	週 1 回	木	パッカー車	透明・半透明の袋
粗大ごみ	直営	戸別	—	随時申込み	随時申込み	平ボディー車	証紙貼付
紙・布	委託	ステーション	—	週 1 回	木	平ボディー車 コンテナ車	新聞紙・雑誌・ダンボールは紐で縛る。ミックスペーパーは紙袋などに入れて縛る。

## 6. 中間処理及び最終処分の現況

### (1) 焼却量及び最終処分量

本市の焼却量は、平成 15 年度に 19,359 t ありましたが、平成 20 年度は 16,285 t と減少傾向を示しています。

焼却残渣（焼却灰）は、最終処分場に埋立処分しています。平成 20 年度の焼却残渣最終処分量は 2,436 t（焼却処理量の 15.0%）でした。

焼却処理量及び最終処分量の推移は表 3.1.9 に示すとおりです。

表 3.1.9 焼却処理量及び最終処分量

項目		(t/年)					
年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
ごみ総排出量		25,115	24,286	23,176	22,845	23,033	22,101
中間処理量		21,940	20,982	20,167	20,035	20,402	19,763
内訳	焼却処理施設	19,359	17,691	16,298	16,419	16,695	16,285
	粗大ごみ処理施設	1,553	1,642	1,644	1,534	1,753	1,577
	あき缶・あきびん選別処理施設	889	913	925	895	824	871
	ペットボトルストックヤード施設	139	161	190	190	188	185
	容器包装プラスチック選別処理施設	—	575	1,110	997	942	845
最終処分量		3,359	3,137	2,858	2,962	3,062	2,863
内訳	焼却残渣	2,826	2,609	2,345	2,476	2,580	2,436
	不燃残渣	533	528	513	486	482	427
焼却残渣率(%)		14.6	14.7	14.4	15.1	15.5	15.0
最終処分率(%)		13.4	12.9	12.3	13.0	13.3	13.0

(注) 焼却残渣率(%) = 焼却残渣量 / 焼却処理施設処理量 × 100  
最終処分率(%) = 最終処分量 / ごみ総排出量 × 100

### (2) ごみの性状

本市では、燃やすごみについて、乾ベースによるごみ質組成分析を年 4 回、湿ベースによるごみ質組成分析を年 4 回それぞれ行なっています。乾ベースについては、ごみピットからごみを採取し、湿ベースについては、ごみ収集車（パッカー車）2 台からごみを採取しています。

湿ベース分析については、家庭系生ごみの組成分析が目的のため、事業系が混ざらないよう、住宅地からのごみを分析対象としています。

家庭系燃やすごみの平成 20 年度の湿ベースの組成は、図 3.1.4 に示すとおりです。

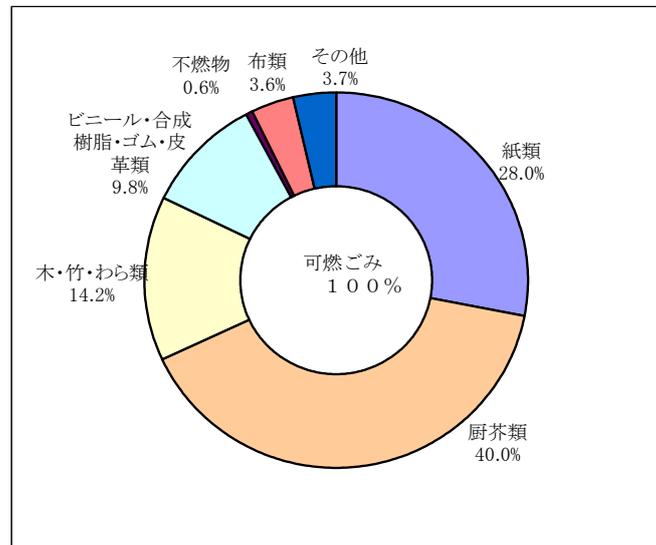


図 3.1.4 家庭系燃やすごみの組成（平成 20 年度：湿ベース）

### （3） 施設整備状況

本市のごみ処理施設等は、表 3.1.10 及び次に示すとおりです。

#### ア 中間処理施設

中間処理施設のうち、焼却施設が稼働後 27 年及び粗大ごみ処理施設が 29 年経過し、施設の老朽化が進んできています。

この間焼却施設は、平成 12 年度から 14 年度にダイオキシン類対策のためガス冷却設備、排ガス処理設備、通風設備及び煙突などの大規模な改修を行っています。

#### イ 最終処分場

既存の最終処分場は、平成 5 年 10 月から使用開始し、残余容量は 20 年 6 月末現在で 7,816m<sup>3</sup> であり、当初計画では平成 21 年度には残余容量がなくなり、埋立が完了してしまう予定となっています。このため、嵩上げによる対策を行うとともに転圧による容量の確保を行う予定です。

表 3.1.10 逗子市ごみ処理施設等の現況

施設名	焼却施設	粗大ごみ処理施設
所在地	逗子市池子4丁目956番地	
現況		
敷地面積	7,787㎡	
竣工年月	昭和56年10月	昭和54年3月
施設規模	140t/24h (70t/24h×2基)	30t/5h
その他	全連続燃焼式ストーカ炉	豎型回転方式 磁選機 振動ふるい

施設名	あき缶・あきびん選別処理施設	ペットボトルストックヤード施設
所在地	逗子市池子4丁目956番地	逗子市池子4丁目952番地
現況		
敷地面積	482㎡ (7,787㎡に含む)	155㎡
竣工年月	平成6年11月	平成11年9月
施設規模	5t/5h	1.25t/5h
その他	アルミ缶、スチール缶、びん3色 (透明、茶、その他)に選別 破袋機、磁選機、アルミ選別機、 缶圧縮機、びん手選別コンベア	圧縮梱包機 ストックヤード

施設名	容器包装プラスチック選別処理施設	一般廃棄物最終処分場
所在地	逗子市池子4丁目956番地	逗子市池子4丁目956番地
現況		
敷地面積	1,740㎡	埋立面積 7,950㎡
竣工年月	稼動 平成16年10月(リース契約)	平成4年3月 埋立開始平成5年6月
施設規模	6.7t/8h	埋立容量 50,880m <sup>3</sup>
その他	圧縮梱包機	サンドイッチ方式

## 7. ごみ処理事業費の概況

### (1) ごみ処理に要する経費

本市のごみ処理に要する経費は、表 3.1.11 に示すとおり、平成 20 年度で年間約 8.8 億円となっています。経費の削減に努め、施設改修等で費用を要する場合でも、過度の負担とならないよう、常にコストを意識し経費の削減を図ってきました。

表 3.1.11 ごみ処理に要する経費

(千円)

項目/年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
a. 収集運搬費	399,846	371,531	370,461	366,174	361,570	406,376
b. 中間処理費	404,833	415,780	459,903	456,883	458,015	454,252
c. 最終処分費	16,701	12,580	8,416	8,493	9,962	14,450
d. 処理及び維持管理費計 (a+b+c)	821,380	799,891	838,780	831,550	829,547	875,078
1人あたりの処理経費 *1	13,335	13,030	13,702	13,538	13,497	14,249
1tあたりの処理経費 *2	37,657	38,849	43,453	43,434	41,981	45,987
e. 建設改良費 *3	61,950	10,512	3,547	0	0	0
f. 合計(d+e)	883,330	810,403	842,327	831,550	829,547	875,078

\*1 「1人あたりの処理経費」= d/人口

\*2 「1tあたりの処理経費」= d/計画収集総量

\*3 「建設改良費」= 廃棄物処理施設の新設・改修等に係る経費

(2) ごみ処理施設建設等に伴う公債費

ごみ処理施設の建設や改修には多額の費用が必要となるため、地方債の借入れを行い、毎年度の費用負担を平準化しています。借入れに伴う毎年の公債費(償還額)の状況は表 3.1.12 に示すとおりです。

この借入れは、平成 12 年度から 14 年度までの 3 年継続で行った焼却施設ダイオキシン対策工事(排ガス高度処理施設整備事業)のものです。毎年約 1.1 億円を償還し、平成 24 年度に償還終了の見通しです。

表 3.1.12 ごみ処理施設建設等に伴う公債費

(円)

項 目		年 度				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
H12借入(排ガス高度処理施設整備事業)	元金	11,822,462	11,976,654	12,132,856		
	借入額	92,800,000				
H13借入(排ガス高度処理施設整備事業)	元金	56,817,909	57,387,507	57,962,818	58,543,895	
	借入額	452,400,000				
H14借入(排ガス高度処理施設整備事業)	元金	39,211,897	39,408,201	39,605,489	39,803,764	40,003,031
	借入額	314,500,000				
合計	元金	107,852,268	108,772,362	109,701,163	98,347,659	40,003,031
	利息	3,535,458	2,615,364	1,686,563	788,787	150,075
借入額	859,700,000	111,387,726	111,387,726	111,387,726	99,136,446	40,153,106

## 8. ごみ処理広域化の現状

ごみ処理広域化については、三浦半島地域の4市1町による協議検討を経て、現在は鎌倉市と2市協議を行っています。これまでの経緯は、表 3.1.13 に示すとおりです。

表 3.1.13 ごみ処理広域化の経緯

平成10年	3月	「神奈川県ごみ処理広域化計画」策定(神奈川県)
	7月	横須賀三浦ブロックごみ処理広域化協議会設立
平成12年	8月	4市1町覚書締結
平成13年	4月	横須賀三浦ブロック広域連合設立準備協議会設立
	8月	4市1町首長会議開催 広域連合設立延期
平成14年	3月	4市1町覚書内容の一部を変更する覚書締結
平成18年	1月	横須賀三浦ブロック広域連合設立準備協議会解散
	2月	鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会設置
	4月	2市覚書締結
平成20年	3月	生ごみメタン化施設について、鎌倉市との共同処理を断念
平成22年	2月	2市覚書を解除し、今後の協議についての確認書を取り交わす

## 9. ごみ処理の現状と問題点

ごみ処理の実績等の現状及び問題点を整理すると次のとおりとなります。

### (1) 減量化・資源化

#### ア 現状

##### ① 収集燃やすごみ量及び資源ごみ量の推移

収集燃やすごみ量の推移は、図 3.1.5 に示すとおり、平成 17 年度以降横ばいで推移し、20 年度ではわずかであるが減少していますが、減量化が進んでいません。

また、資源ごみの収集量も平成 17 年度以降ほぼ横ばいとなっています。

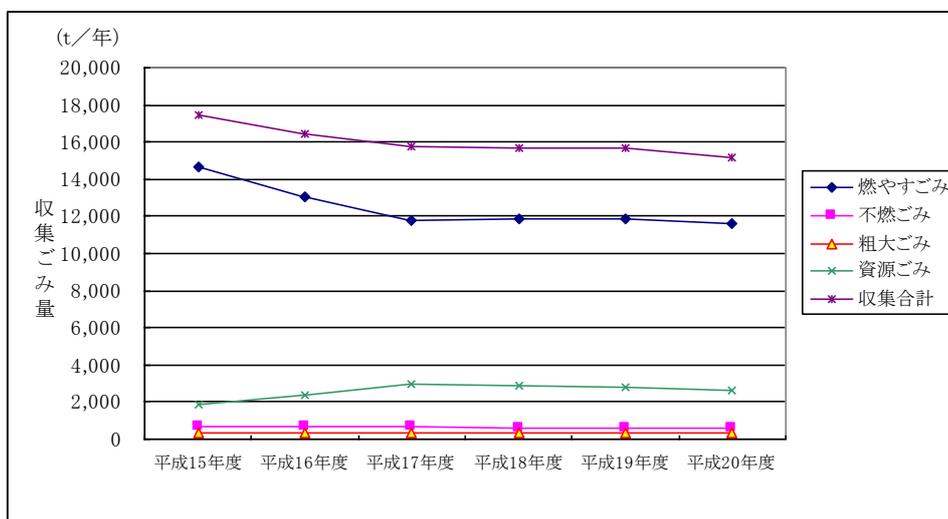


図 3.1.5 収集ごみ量の推移

##### ② 事業系（許可及び直接搬入）ごみ量

事業系燃やすごみ量の推移は、図 3.1.6 に示すとおり平成 17 年度にかけて減少傾向にありましたが、その後増加傾向に転じています。

また、平成 19 年度就業人口 1 人 1 日当たりの事業系ごみ発生原単位は、931 g / 人・日です。県内他市の就業人口 1 日当たりの事業系ごみ発生原単位と比較すると、大きい値となっています。（図 3.1.7 参照）

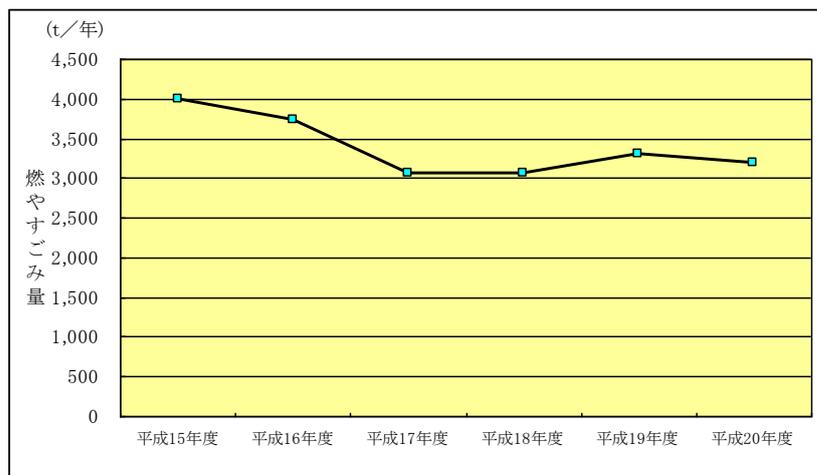


図 3.1.6 事業系燃やすごみ量の推移

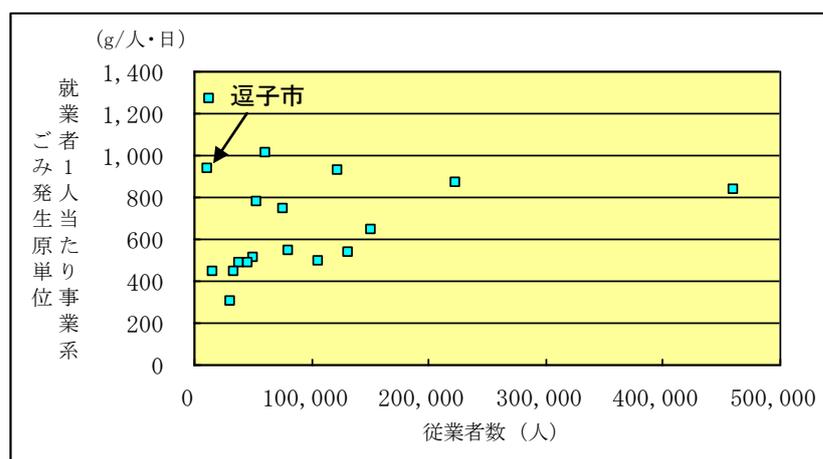


図 3.1.7 県内における就業者1人1日当たり事業系ごみ発生源単位

③ 生ごみ処理容器等購入費助成台数

平成 8 年度から実施している生ごみ処理容器等購入助成台数累計は、平成 20 年度末現在で 2,027 台となっています。各年度ごとの助成台数の推移は、年間で平成 12 年度で最大で 226 台でありましたが、その後減少に転じ、平成 16 年度には再び 187 台に増加しましたが、平成 20 年度では 82 台と減少してきています。(前掲 図 3.1.3 参照)

④ 燃やすごみの組成

燃やすごみの組成割合は、図 3.1.4 に示したとおりであり、厨芥類が 40%、

紙類が 28%、木・竹・わら類が 14.2%、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が 9.8%であり容器包装廃棄物の混入の可能性があります。また、厨芥類（生ごみ）、木・竹・わら類（植木剪定枝）の割合も高くなっています。

⑤ ごみ発生原単位の県内各市町村との比較

本市のごみ発生原単位を県内各市町村と比較すると、図 3.1.8 に示すとおりとなります。なお、人口規模の大きい横浜市、川崎市及び相模原市は図には記載していません。（県内各市町村との比較図では、以下同様です）

平成 19 年度の本市の発生原単位は、1,027 g で、県内平均値 1,024 g とほぼ同じ値となっています。

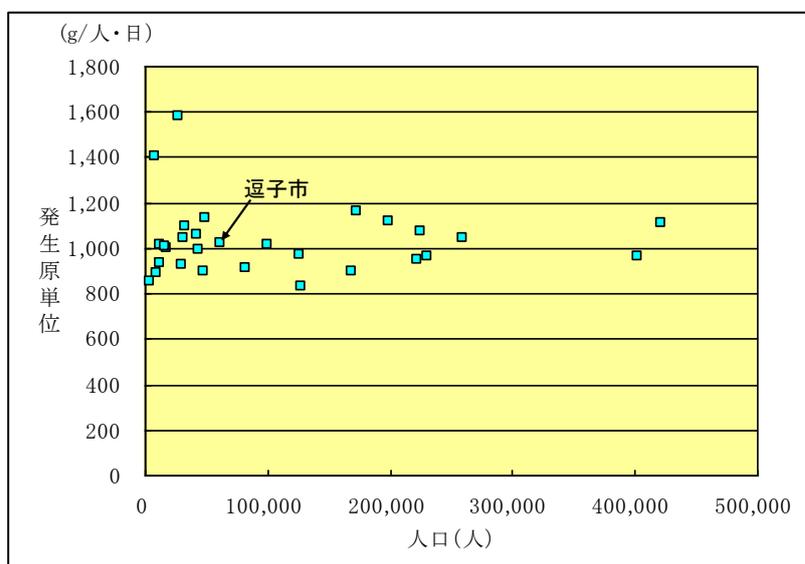


図 3.1.8 県内における発生原単位の分布

⑥ 資源化率の県内各市町村との比較

資源化量の総発生ごみ量に占める割合（以下「資源化率」といいます。）を県内各市町村と比較すると図 3.1.9 に示すとおりとなります。本市の平成 19 年度実績は 25.4%となっています。県の平均値 24.8%とほぼ同じ値となっています。

資源化率が高い自治体は、本市では行っていない焼却残渣、植木剪定枝などの資源化を行っている状況が見受けられます。

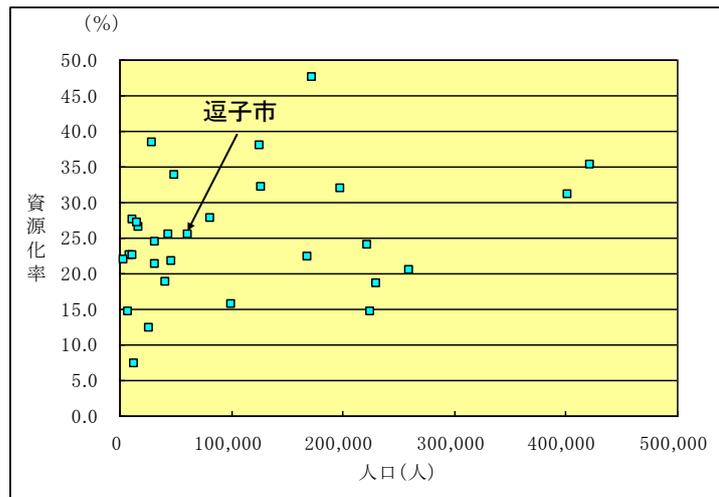


図 3.1.9 県内における資源化率の分布

#### イ 問題点

- ① 生ごみ処理容器等購入助成台数が減少傾向にあります。
- ② 家庭からの燃やすごみ量の減量が平成 17 年度以降横ばいとなり、減量化が進んでいません。
- ③ 資源化ごみ量も平成 17 年度以降頭打ちとなって、停滞気味となっています。
- ④ 事業系ごみ量が平成 17 年度以降増加傾向にあります。
- ⑤ 家庭からの燃やすごみ中に容器包装プラスチックや資源となる紙・布類の混入が見られます。
- ⑥ 資源化率は、ほぼ県平均値並となっています。さらに、資源化を進める場合、植木剪定枝など現在資源化を行っていないものについての資源化の検討が必要です。

### (2) 収集・運搬

#### ア 現状

##### ① ステーションでのごみ分別排出状況

収集ごみ袋の中に市が収集しないものが入っている場合には、赤いダメシールを貼って持ち帰りを促し、収集日や分別を間違えた場合には黄色い迷惑シールを袋に貼って注意を喚起しています。そのシールの貼付状況は表 3.1.14 に示すとおりです。

表 3.1.14 ダメシール及び迷惑シール貼付枚数

種類・ 年度 月	ダメシール・赤 (市が収集しないごみ)		迷惑シール・黄 (収集日や分別を間違えた ごみ)		計	
	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度
4月	18	20	1,157	1,200	1,175	1,220
5月	57	35	1,774	1,580	1,831	1,615
6月	32	10	1,295	958	1,327	968
7月	33	42	1,275	1,200	1,308	1,242
8月	60	20	1,815	1,025	1,875	1,045
9月	63	34	1,045	1,070	1,108	1,104
10月	30	82	1,046	1,834	1,076	1,916
11月	42	35	1,425	1,875	1,467	1,910
12月	53	75	1,872	1,830	1,925	1,905
1月	39	137	1,523	1,865	1,562	2,002
2月	55	9	1,325	1,151	1,380	1,160
3月	42	118	1,126	1,474	1,168	1,592
計	524	617	16,678	17,062	17,202	17,679
月平均	44	51	1,390	1,422	1,434	1,473

イ 問題点

- ① ごみ分別排出のマナー違反が多い。

例年ごみの分別排出のマナー違反が数多く見受けられ、ごみ分別排出を徹底する必要があります。

(3) 中間処理

ア 現状

- ① 焼却施設及び粗大ごみ処理施設の状況

現在、焼却施設及び粗大ごみ処理施設は、稼働後それぞれ 27 年、29 年が経過しています。この間の焼却施設の大規模修繕としては、平成 12 年度から 14 年度に行ったダイオキシン類対策工事があり、その設備に関しては修繕後 7 年程度であり早急な対策の必要は認められません。ただ、修繕を行っていない燃焼設備、灰処理設備、排水処理設備などは、定期的な修繕のみで、基幹的な箇所の経年劣化が進んできています。一般的に施設更新は、稼働後 20 年程度までに行われている例が多く、事例等と比較しても稼働年数が長くなっています。

粗大ごみ処理施設は、これまで定期的な修繕のみで基幹的な箇所の経年劣化が進んできています。

今後、新たに施設を整備するにあたっては、計画、建設を経て稼動するまでに順調にいても 7～8 年、それと計画以前における生ごみ処理の検討を考慮すると 10 年以上費やす必要があります。

そのためには、大規模修繕等を行う等により延命化を図り、焼却施設及び粗大ごみ処理施設を今後 10 年以上稼動する必要があります。

## ② 中間処理施設での資源化の状況

中間処理施設での資源化率は、表 3.1.15 に示すとおりです。

あき缶・あきびん選別処理施設及び容器包装プラスチック選別処理施設での資源化率は、平成 20 年度でそれぞれ約 63%、62%であり、ペットボトル資源ストックヤード施設での資源化率よりも低い値となっています。あき缶・あきびん選別処理施設では、ガラス屑となったものは埋立処分し、容器包装プラスチック選別処理施設では、容器包装不適物となるものは焼却処理を行っています。

表 3.1.15 中間処理施設での資源化の状況

施設	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		あき缶・あきびん選別処理施設	搬入量(t/年)	889	913	925	895
	資源化量(t/年)	594	586	571	553	536	545
	資源化率(%)	67	64	62	62	65	63
ペットボトルストックヤード施設	搬入量(t/年)	139	161	190	190	188	185
	資源化量(t/年)	139	161	164	171	171	181
	資源化率(%)	100	100	86	90	91	98
容器包装プラスチック選別処理施設	搬入量(t/年)	-	575	1110	997	942	845
	資源化量(t/年)	-	474	936	617	716	522
	資源化率(%)	-	82	84	62	76	62

(注) 資源化率 (%) = 資源化量 / 搬入量 × 100

## イ 問題点

- ① 既存ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設は、老朽化してきており、新たに中間処理施設を更新するまでの期間（おおよそ 10 年間以上）の延命化対策が必要です。さらに、中間処理施設の更新に向けた検討に着手する必要があります。
- ② 資源化施設での資源化率が低くなっています。
  - あき缶あきびん選別処理施設でのガラス屑の発生が多い。
  - 容器包装プラスチック等の分別排出が徹底されていない。

## (4) 最終処分

### ア 現状

### ① 残余容量

既存最終処分場の当初計画による残余容量への到達は、平成 22 年 2 月までの予定となっています。10%未満の嵩上げによる到達期間は、平成 24 年 9 月までの予定となっています。

### ② 最終処分率

搬入ごみ量に対する最終処分量の割合（以下「処分率」といいます。）の県内市町村の平成 19 年度実績は、図 3.1.10 に示すとおりです。本市の処分率は、13.3%で県内では高いほうに分類されます。なお、県内の平均値は 9.5%となっています。

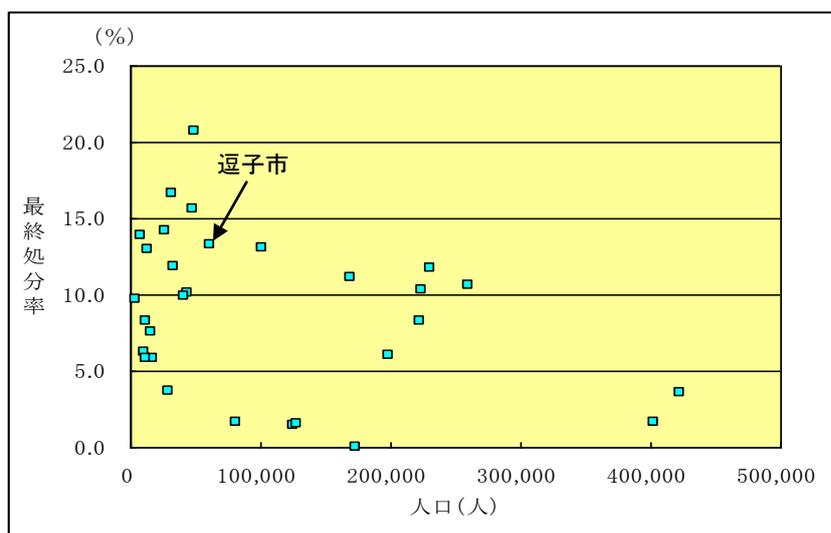


図 3.1.10 県内における処分率の分布

### イ 問題点

- ① 最終処分場の残余容量が平成 24 年度で満杯となるため、それ以降の最終処分場対策の検討が必要となっています。

### (5) 処理経費

#### ア 現状

人口一人当たりの年間処理経費及びごみ 1 t あたりの処理経費は、平成 19 年度でそれぞれ 13,497 円、41,981 円で県平均値 12,266 円、36,798 円に比べて高い値となっています。県内実績は図 3.1.11 及び図 3.1.12 に示すとおりです。

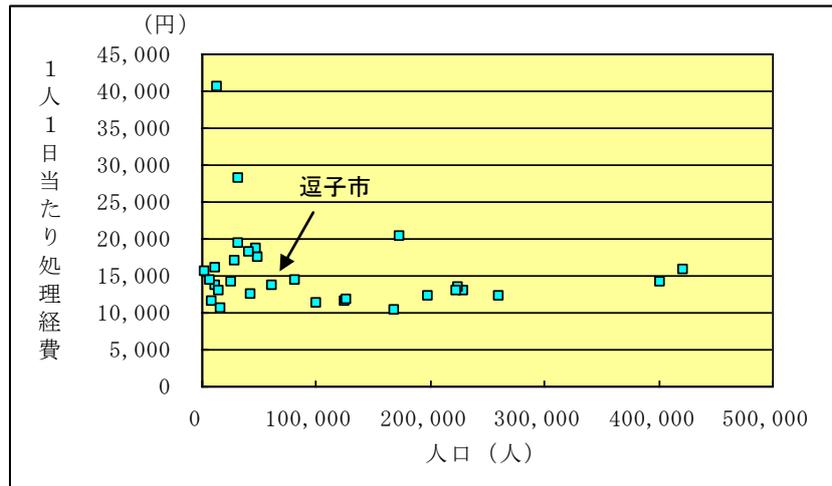


図 3.1.11 県内における1人1日当たりごみ処理経費の分布

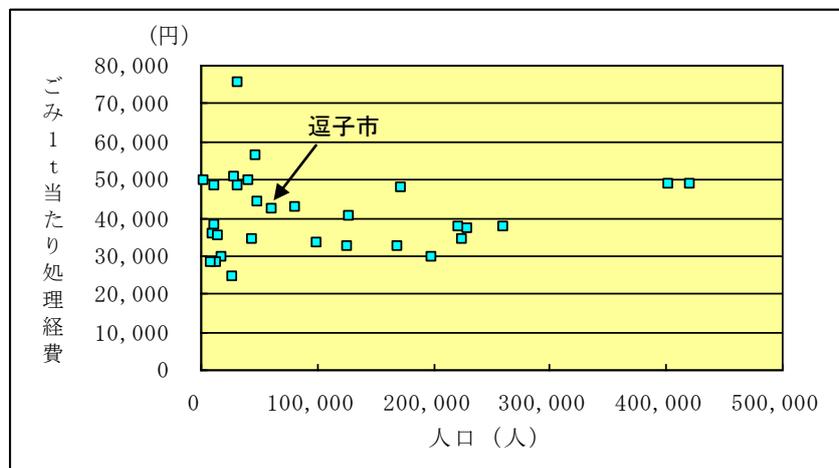


図 3.1.12 県内におけるごみ1tあたり処理経費の分布

イ 問題点

- ① 処理経費は、県平均値よりも高い値となっています。

(6) ごみ処理広域化

ア 現状

平成 18 年に鎌倉市と協議会を設置以来、生ごみ処理施設設置について協議を行い、結果として平成 20 年 3 月に鎌倉市との広域による生ごみ処理を行わない選択を行いました。また、新焼却施設の建設の協議に関しては、設置場所に対する考え方の違いから平行線をたどり、具体の協議には入れない状況にあります。

イ 問題点

- ① 広域による燃やすごみ処理の検討の前提として、本市としても独自に生ごみ処理を実施するなど、燃やすごみの減量化の実績を見定める必要があります。

## 10. ごみ処理の評価

### (1) 既存計画の達成状況

これまでの「逗子市一般廃棄物処理基本計画」(平成9年3月策定)の達成状況については、表3.1.16に示すとおりです。

#### ア 排出抑制・資源化計画

目標に関して、可燃系中間処理施設及びリサイクルプラザの未整備に伴い、啓発及び中間処理施設における余熱利用及び減量化・資源化の推進の達成が出来ていない状況です。また、あき缶・あきびんの回収量については、分別収集の徹底を指導していますが、量の増大に至っていません。

#### イ 収集・運搬計画

目標に関して、容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物ストックヤードが一部未整備等に伴い全体計画の拡充が目標達成まで至っていません。

#### ウ 中間処理計画

目標に関して、可燃系中間処理施設及びリサイクルプラザ計画は未着手で目標達成が出来ていない状況です。

#### エ 最終処分計画

目標に関して、次期最終処分場計画は未着手で目標達成が困難な状況です。

### (2) 国の目標値との比較

廃棄物処理法の基本方針に掲げられているごみ総排出量や再生利用量、最終処分量に関する目標と比較すると表3.1.17に示すとおりです。

平成22年度における国の目標値をほぼ達成しています。

表3.1.17 国の目標値との比較

項 目		国の目標値	逗子市
		平成22年度	平成20年度
ごみ総排出量	人口1人あたりごみ総排出量(kg/人・日)	1,056	986
再生利用量	廃棄物からの資源回収率(%)	24	24.4
最終処分量	廃棄物のうち最終処分される割合(%)	13	13.0

参考:市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針 平成19年6月

### (3) 類似自治体との比較評価

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)に基づき環境負荷面、経済面等から、類似自治体と比較した客観的な評価は、表3.1.18及び図3.1.13

に示すとおりです。なお、数値は人口 55,000 人以上 80,000 人未満の自治体の平成 17 年度実績値の平均値を 100 としたときの指標値で示しています。本市のデータも 17 年度実績値となっています。

本市での実績で平均を下回っているのが、「廃棄物からのエネルギー回収量」、「廃棄物のうち最終処分される割合」、「人口 1 人あたり年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用」が上げられます。なお、エネルギー回収を行っている同規模自治体は、単独ではなく組合等による処理を行っているところです。

表 3.1.18 類似自治体との指標による比較評価結果

評価項目	逗子市	平均値
人口1人あたりごみ総排出量	101	100
廃棄物からの資源回収率	115	100
廃棄物からのエネルギー回収量	0	100
廃棄物のうち最終処分される割合	90	100
温室効果ガスの人口1人1日あたり排出量	122	100
温室効果ガスの人口1人1日あたり排出量(外部供給電力による回避分を除く)	116	100
人口1人あたり年間処理経費	93	100
最終処分減量に要する費用	88	100

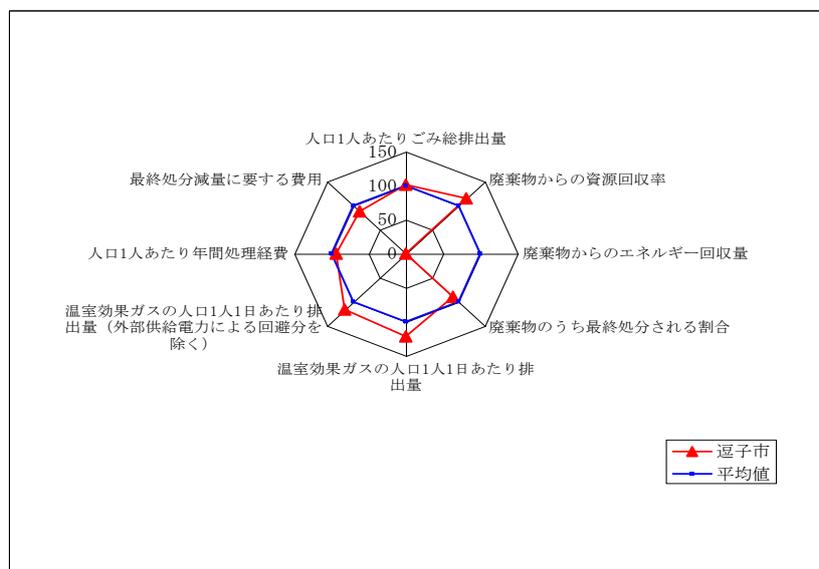


図 3.1.13 指標値による類似自治体との比較図

## 1 1. ごみ処理の課題

---

ごみ処理の問題点及び評価結果からごみ処理の課題を整理すると、表 3.1.19 に示すとおりとなります。

表 3.1.16 既存ごみ処理基本計画のレビュー

(○：ほぼ目標を達成 △：検討・実施はしているが目標達成までには至っていない ×：目標達成はできていない)

	目 標			計 画			計 画 評 価			計 画 達 成 の た め の 施 策		
	目 標	評 価		計 画	評 価		施 策	評 価		施 策	評 価	
基 本 計 画	平成9年～11年度			(1)ごみ減量、資源化対策の促進			(1)市民及び事業者の理解と協力					
	○あき缶・あきびんの分別収集の徹底により回収量の増大を図る	H7実績1,008t/年→H20実績836t/年。分別徹底されたが、回収量減。	△	①「容器包装リサイクル法」に対応した資源物の分別収集の実施	H11ペットボトル分別収集開始。H16容器包装プラスチック分別収集開始。紙製容器包装(複合素材除く)は、ミックスペーパーとして回収。	○	①廃棄物減量等推進員の拡充	区割りを細分化し、50人→100人	○	②事業系ごみ減量化・資源化会議の開催	未着手	×
	○集団資源回収品目の参加団体の拡大、全市への普及を図る	紙・布資源化 H7実績890t/年→H20実績3,845t/年。H14より集団資源回収地域以外の紙・布回収開始。全市へ普及	○	②地域団体による集団資源回収の拡大 ③拠点回収による紙パック回収の拡大	H14より集団資源回収地域以外の紙・布回収開始。全市へ普及。紙パックの拠点回収については現状維持。	△	(2)住民参加型イベントの実施			①テーマイベントの設定	まちづくりトーク、環境展	○
	○生ごみ処理容器等の普及促進によりごみの排出前の減量化・資源化を図る	累計台数 H7までの実績3,656台→H20までの実績5,683台。	○	④生ごみ処理容器等の普及による排出前のごみ減量化・資源化の促進	累計台数 H7までの実績3,656台→H20までの実績5,683台	○	②常設イベントの設置と定着化	未着手	×			
	平成12年～18年度			(2)減量化・資源化指導の徹底及び広報活動の強化								
	○PETボトルの分別収集を開始し、ごみの減量化及び資源化を図る	H11分別収集開始。H20実績186t/年。	○	①市民に対する指導・広報	広報紙を通じた広報。廃棄物減量等推進員を通じた指導。	△						
	○リサイクルプラザの情報ステーション化と啓発活動行う	リサイクルプラザ未整備	×	②事業者に対する指導・広報	多量排出事業者に対する指導。許可業者に対するピット前ごみ検査。	△						
	平成19年～23年度			(3)リサイクルプラザの情報ステーション化と啓発活動の実施								
	○市民と市サイドが一体となって容器包装リサイクル法を念頭においた分別収集の徹底を図り、資源の回収を容易にするとともに、中間処理における効率化を図る	H16容器包装プラスチック分別収集開始。紙製容器包装(複合素材除く)は、ミックスペーパーとしての分別回収を実施。	○		リサイクルプラザ未整備	×						
	○中間処理施設における余熱利用、減量化・資源化を積極的に推進していく	新中間処理施設未整備(新たな対策は行っていない)	×									
	平成9年～11年度			(1)計画収集区域								
	○特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物と一般ごみの混載禁止の指導・徹底	指導→徹底(職員の指導を実施)	○	・本市の行政区域内全域とする	本市の行政区域内全域	○						
○複合新素材に対応した分別の見直し	適宜見直し	○	(2)計画収集人口									
平成12年～18年度			・本市の行政区域内の全人口とする			本市の行政区域内の全人口			○			
○PETボトルの分別収集の開始	H11分別収集開始	○	(3)分別排出方法									
○新収集形態への対応を含めた排出容器や収集頻度、収集区割の見直し	H16収集頻度、収集区割の見直し。市内全域を同じ収集日に統一(見直しを実施)	○	①適正処理困難物及び特別管理一般廃棄物と一般ごみの混載の禁止の徹底	徹底されている	○							
○資源物の回収率の強化	回収率の見込みを達成	○	②複合新素材に対応した分別の見直しの検討	見直し済	○							
○紙製容器包装、プラスチック製容器包装廃棄物の分別排出の検討	H16容器包装プラスチック分別収集開始。紙製容器包装(複合素材除く)は、ミックスペーパーとして回収	○	③分別区分の見直し	H16見直し	○							
○容器包装廃棄物を対象としたストックヤード導入計画の策定	びん缶ストックヤード、PETボトルストックヤード整備	△	④排出容器の透明袋化の検討	透明又は半透明	○							
平成19年～23年度			(4)収集方法									
○資源物分別収集の徹底	回収率の見込みを達成	○	①収集頻度の検討	H16見直し	○							
○全体システムの拡充	中間処理施設未整備により未実施	△	②収集区割りの見直し	H16見直し	○							
平成9年～11年度			(5)ストックヤード設置計画			びん缶ストックヤード、PETボトルストックヤード整備			△			
平成12年～18年度			(1)次期可燃系中間処理施設整備計画			未着手			×			
○現状システムの維持		○	(2)灰溶融化施設の検討	旧広域化協議会で検討済み	△	(1)新可燃系中間処理施設(平成15年度稼働予定)	未着手	×				
○新分別処理方式による中間処理施設での要処理量の低減を図る	焼却量 H7実績21,873t/年→H20実績16,285t/年	○	(3)リサイクルプラザ整備計画	未着手	×	(2)リサイクルプラザ(平成17年度稼働予定)	未着手	×				
○次期可燃系中間処理施設の稼働開始(平成15年度～)	未整備	×	(4)ストックヤード機能の検討	びん缶ストックヤード、PETボトルストックヤード整備	△							
○灰溶融化施設の検討	旧広域化協議会で検討済み	△										
○リサイクルプラザの稼働開始(平成17年度～)	未整備	×										
平成19年～23年度			○RDF施設、高速堆肥化施設導入の検討			旧広域化協議会で検討済み			△			
平成9年～11年度			(1)次期最終処分場の整備			未着手			×			
○公害(公共用水域の汚染、地下水汚染、悪臭等)を防止する	公害を防止している	○	平成19年度の供用開始			(3)次期最終処分場(平成19年度供用開始)	未着手	×				
○排出抑制、資源化・再生利用の促進による処分場の延命化を図る	当初予定H15→H21へ延命	○										
平成12年～18年度			○次期処分場の調査・計画			未着手			×			
○循環型処理システムを構築し、減量化・資源化による埋立処分量の削減を図る	焼却残渣埋立量 H7実績3,534t/年→H20実績2,436t/年	○										
平成19年～23年度			○次期処分場の供用開始(平成19年度～)			未整備			×			

表 3.1.19 現況及び課題の総括表

	現況	問題点	既存計画の達成状況	評価	課題
減量化・資源化	<p>○総発生原単位(H19:1,027g/人日)は県平均値(H19:1,024g/人日)とほぼ同じ値</p> <p>○資源化率(H19:25.4%)は県平均値(H19:24.8%)とほぼ同じ値</p>	<p>○生ごみ処理容器等購入助成台数が減少傾向にある。</p> <p>○ごみの減量化・資源化が停滞気味となっている。</p> <p>○事業系ごみが増加傾向にある。</p> <p>○燃やすごみの中に容器包装廃棄物の混入がある。</p> <p>○発生原単位及び資源化率を見ると、さらに減量化・資源化を推進する余地がある。</p>	<p>○可燃系中間処理施設及びリサイクルプラザ未整備に伴う啓発・余熱利用・減量化・資源化の推進の達成が困難</p> <p>○あき缶あきびんの回収量が增大に至っていない。</p>	<p>&lt;発生原単位&gt;</p> <p>○国の発生原単位目標(H22:1,056g/人日)を達成</p> <p>○類似団体発生原単位とほぼ同じ値(指標値:101)</p> <p>&lt;資源化率&gt;</p> <p>○国の目標(H22:24%)を達成</p> <p>○類似自治体資源化率を上回る値(指標値:115)</p>	<p>○生ごみ処理容器等助成の推進</p> <p>○燃やすごみの排出抑制</p> <p>○事業系ごみの排出抑制</p> <p>○資源ごみ分別の徹底による資源化推進</p> <p>○生ごみ、植木剪定枝等の資源化の検討</p>
収集・運搬	<p>ごみの分別排出状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダメシール(H20:617枚)</li> <li>・迷惑シール(H20:17,062枚)</li> </ul>	<p>○ごみ分別排出マナー違反が多い。</p>	<p>○ストックヤード未整備に伴い全体計画の拡充が未達成</p>		<p>○ごみ分別排出の指導徹底</p>
中間処理	<p>○焼却施設稼働年数:27年 なお、平成12年度から14年度にダイオキシン類対策に伴う大規模改修を実施</p> <p>○粗大ごみ処理施設稼働年数:28年</p> <p>○中間処理施設での資源化率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あき缶あきびん選別処理施設:62~67%</li> <li>・ペットボトルストックヤード施設:86~100%</li> <li>・容器包装プラスチック選別処理施設:62~84%</li> </ul>	<p>○焼却施設及び粗大ごみ処理施設が老朽化しており、新たに中間処理施設を更新するまでの期間(おおそ10年間以上)の延命化対策が必要である。さらに、中間処理施設の更新に向けた検討に着手する必要がある。</p> <p>○資源化施設での資源化率が低い。</p>	<p>○可燃系中間処理施設及びリサイクルプラザが未整備</p>	<p>○エネルギー回収がなされていない</p>	<p>○ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の大規模修繕等の延命化対策の検討</p> <p>○新たな中間処理施設更新に向けた検討</p> <p>○エネルギーの有効活用</p> <p>○資源化施設における資源化率の向上</p>
最終処分	<p>○残余容量:H24年7月までの予定</p> <p>○処分率:13.3%(H19)は県平均値(H19:9.5%)より大きい</p>	<p>○既存施設の延命化あるいは新たな最終処分場の確保は必要。</p>	<p>○次期最終処分場計画が未着手</p>	<p>○国の処分率目標(H22:13%)をほぼ達成</p> <p>○類似自治体処分率より劣る値(指標:90)</p>	<p>○平成24年度以降の最終処分場対策の検討</p> <p>○最終処分量の削減(処分率は県平均値等より大きい)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却施設からの焼却残渣</li> <li>・粗大ごみ処理施設からの破碎残渣</li> <li>・あき缶あきびん選別処理施設からの残渣</li> </ul>
処理経費	<p>○1人年間処理経費(H19:13,497円)は県平均値(H19:12,266円)より高い</p> <p>○ごみ1tあたり処理経費(H19:41,981円)は県平均値(H19:36,798円)より高い</p>	<p>○処理経費は、県平均よりも高くなっている。</p>		<p>○類似自治体経費率より劣る値(指標:93)</p>	<p>○経費削減に向けたごみ処理の効率化</p>
ごみ処理の広域化	<p>○鎌倉市との協議は平行線のままの状況</p>	<p>○生ごみ処理を実施し燃やすごみの減量化の実績を見定める必要がある。</p>			<p>○市独自の生ごみ処理の検討</p>

## 第 2 節 基本方針及び目標

### 1. ごみ処理の基本理念

ごみの減量化を図り、資源化を推進することで天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される資源循環型社会の確立をめざします。

将来的には、ごみの出ないまちをめざします。

- 廃棄物による環境負荷の少ないまち
- 持続的発展が可能な資源循環型社会の確立

### 2. ごみ処理の基本方針

#### (1) 発生抑制と排出抑制・再生利用の推進（7Rの推進）



市民や事業者が自主的にごみの発生や排出を抑制していくため、その意義と必要性についての理解を深めるために、国が進める3R活動（ごみの発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再生利用（Recycle：リサイクル）、これらを総称して「3R」という。）に、断る（Refuse）、形を変える（Reform）、直す（Repair）、借りる（Rental）を追加した7Rの普及啓発活動を推進します。

その上で、7Rを具体化する施策の発展に努め、ごみの発生及び排出抑制と再生利用を推進していきます。

#### (2) 環境負荷の低減と適正処理の推進

資源循環型社会の形成では、物をごみとして排出しないことが優先されますが、いったんごみとして排出された場合にも、極力再生利用に努め、環境への負荷の低減に配慮した安全で安定したごみ処理を行っていきます。

また、焼却処理量の削減によって、地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減を図っていきます。

### (3) ごみ処理事業の効率化の推進

ごみ処理を適正に行うことはもちろんのこと、事業実施にあたっては常にコストを意識し効率的な事業運営を行うとともに、より一層の経費節減に努めます。

### (4) 市民、事業者との協働

資源循環型社会の形成に当たっては、市民と事業者の理解、協力及び自主的取り組みが必要不可欠です。このため、各主体が相互に協力して活動が行えるような仕組み作りを行っています。



### 3. 基本的な施策

---

#### (1) 発生抑制と排出抑制・再生利用の推進

##### ア 現施策の推進・拡大（継続施策）

###### (ア) 事業系ごみの適正処理

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物について、自らが適正に処理する責任を有しています。この処理原則に則り現在の事業系ごみの収集手数料制度の廃止を含む収集コストの適正負担など処理ルールの見直しを行うとともに、処理手数料の適正化を図ります。

###### (イ) 生ごみ処理容器等購入費助成制度

生ごみ処理容器等購入費助成制度については、制度の充実を図るほか、指導員制度の導入などにより、市民の減量化・資源化の取り組みの促進に努めます。

###### (ウ) ごみ減量化・資源化協力店制度

ごみ減量化・資源化協力店制度については、指定店舗の拡大を図るほか、取り組み実績の公表などにより、ごみの発生抑制に向けた事業者の自主的な取り組みの拡大・推進に努めます。

###### (エ) 不用品交換制度

不用品交換制度については、情報交換の拡大・効率化等の充実を図り制度の推進に努めます。

###### (オ) 市民活動への支援

ごみの減量化や資源化を目的とした市民活動に対して、後援等による支援を積極的に行い、市民活動の拡大に努めます。

###### (カ) 廃棄物減量等推進員との連携と協働

廃棄物減量等推進員との連携を図りながら、地域における具体的な7Rの取り組みを推進していきます。

##### イ 新たに実施する施策

###### (ア) 生ごみ処理システムの確立

燃やすごみの約4割近くを占める生ごみについて、焼却処理によらない効率かつ適正な処理システムの実現に向けて検討を進めます。

###### (イ) 大型生ごみ処理機購入費助成の追加

集合住宅等共同で生ごみ処理を行う団体に対して、大型生ごみ処理機購入費の助成を行い、地域でのごみの減量化・資源化に対する意識の向上につなげ、併せて自主的な取り組みを支援します。

###### (ウ) 資源化品目の拡大

従来から行っている資源化品目に、新たに直接搬入ごみに占める割合が高い

植木剪定枝をはじめ廃食用油、廃蛍光灯等の資源化を進めていきます。

また、焼却残渣、破碎残渣の資源化について、最終処分場の延命化につながることから、その資源化についても検討していきます。

#### (エ) 拠点回収

市民の資源化の利便性等を考慮し、拠点回収を進めます。

#### (オ) 戸別収集

戸別収集は、排出者が特定できるため、家庭ごみの有料化との併用により大きな減量効果が期待できること、分別の徹底などマナー違反対策になることなどが望めるため、今後採用に向けた検討を進めていきます。

#### (カ) 家庭ごみ処理の有料化

ごみ問題に対する意識啓発や具体的な減量行動を促進するとともに、ごみの排出量に応じた費用負担（受益者負担）の公平性を確保する観点から、家庭ごみ処理の有料化について検討を進めます。

### (2) 環境負荷の低減と適正処理の推進

#### ア 排出

ごみ分別排出マナー違反が多く見られることから、市民、事業者の環境に対する意識を高めるための啓発を行うとともに、廃棄物減量等推進員との連携を図り、適正排出に努めます。

#### イ 収集・運搬

ごみ収集車の適切な維持管理の徹底と、走行に伴う環境への負荷の低減を図るような車両の導入に努めます。

#### ウ 中間処理

既存の廃棄物処理施設については、各種法律に基づく規制基準及び維持管理基準等に適合するような施設の適切な維持管理を行います。

ごみ焼却施設は、老朽化が進んでいること、また、新しい施設を整備するまで期間を要することから延命化工事を行い、その間、焼却処理の広域化に向けた検討を行います。

また、燃やすごみに占める割合の大きい生ごみ及び植木剪定枝については、新たに施設を整備し、資源化を行っていきます。

その他の施設については、資源化の動向等を見定め、施設の整備時期、処理技術等について、研究調査を行っていきます。

#### エ 最終処分

既存最終処分場の使用期間を従来の埋立量ベースで平成 29 年度まで延命化を図りつつ、極力長く使用できるよう、ごみの減量化・資源化をいっそう進め、最終処分量の削減に努めます。

また、市域内に最終処分場を新たに整備することの可能性は検討しつつ、延

命化対策によって得られた空間を最大限活用するため、焼却残渣等の資源化を実施します。

### (3) ごみ処理事業の効率化の推進

市民や事業者に対して、新たな負担や取り組みを求めていく中で、ごみ処理事業の効率化や費用対効果を意識して施策を実施していく必要があります、特にごみ処理経費の約 6 割を占める人件費について、委託のあり方も含めた検討を行っていきます。

また、リサイクルに対する社会的な要請等により民間事業者の処理技術の向上が図られてきており、今後の資源化事業については、既存の回収業者や民間事業者の活用など、民間活用等について検討していきます。

### (4) 市民、事業者との協働

#### ア 広報活動の充実

資源循環型社会形成に必要な情報等について、市民、事業者にわかりやすく、広報、「キューズ (CUZ)」、ホームページ等で提供するほか、施設見学等も行っていきます。

また、「出前型説明会」を市内自治会等団体の要請に応じて実施していきます。

#### イ 廃棄物減量等推進員会議の充実

廃棄物減量等推進員を通じて、地域住民のごみ処理事業に対する考え方を把握し、推進員には市と地域住民の橋渡し役を求めていきます。そのために、推進員にごみ処理に関する資料の提供などを行い、市との意見交換の場を設けていきます。

#### ウ 市民参画による減量化・資源化の推進

ごみの発生・排出抑制に関するプログラムづくりに当たって、市民・事業者等の参画を求め、ごみの発生者自らのアイデアの反映による発生・排出抑制を推進していきます。

### (5) 広域処理協議

広域処理におけるエネルギーの有効利用、ごみ処理経費の縮減等のメリットやデメリットを検討し、今後、ごみ焼却施設等中間処理施設の整備に向けた広域処理協議を行っていきます。

## 4. 計画目標

本計画におけるごみ排出量、再生利用量及び最終処分量に関する目標を、次のとおり設定します。

なお、ごみ排出量のうち、収集ごみについては、人口1人1日あたりごみ排出量を単位として推計します。また、目標年度の推計人口は、総合計画策定資料である「人口推計結果報告書」（平成18年3月 逗子市）での予測値を基に推計しています。

### (1) ごみ排出量

項目	年度	現状		中間年		目標年度	
		平成20年度		平成26年度	対20年度比	平成31年度	対20年度比
人口(予測)(人)		58,660		57,510	-	55,567	-
ごみ排出量(t/年)		22,101		19,692	(0.89)	17,221	(0.78)

### (2) 資源化量

項目	年度	現状		中間年		目標年度	
		平成20年度		平成26年度	対20年度比	平成31年度	対20年度比
資源化量(t/年)		5,389		8,677	(1.61)	9,110	(1.69)
資源化率(%)		24		44	(1.83)	53	(2.21)

### (3) 最終処分量

項目	年度	現状		中間年		目標年度	
		平成20年度		平成26年度	対20年度比	平成31年度	対20年度比
最終処分量(t/年)		2,863		453	(0.16)	296	(0.10)
最終処分率(%)		13		2	(0.15)	2	(0.15)

## 5. 資源循環型社会の形成に向けた市民・事業者・市の役割

---

### (1) 市民の役割

- 環境に配慮した商品の購入、商品の長期使用等による廃棄物の排出抑制
- ごみの分別排出による循環的な利用への協力

### (2) 事業者の役割

- 廃棄物の発生抑制及び廃棄物の適正な循環的利用の推進
- 製品、容器等の設計の工夫、廃棄物となった場合の自主的引取り

### (3) 市の役割

- 分別収集及び再生利用による循環的利用、適正な中間処理及び最終処分
- 市民、事業者への自主的な取り組みの支援
- 市民、事業者への情報提供及び活動の支援

## 6. 各施策実施スケジュール

各施策は、表 3.2.1 に示すスケジュールに沿って推進していきます。

表 3.2.1 主な施策とスケジュール

○ : 実施  
△ : 検討

基本的な施策	平成26年度 中間	平成31年度 目標
<b>(1) 発生抑制と排出抑制・再生利用の推進</b>		
ア 現施策の推進・拡大（継続施策）		
（ア）事業系ごみの適正処理	○	○
（イ）生ごみ処理容器等購入費助成制度	○	○
（ウ）ごみ減量化・資源化協力店制度	○	○
（エ）不用品交換制度	○	○
（オ）市民活動への支援	○	○
（カ）廃棄物減量等推進員との連携と協働	○	○
イ 新たに実施する施策（新施策）		
（ア）生ごみ処理システムの確立	△	○
（イ）大型生ごみ処理機購入費助成の追加	○	○
（ウ）資源化品目の拡大		
a 分別収集（植木剪定枝）	△	○
b 直接搬入（植木剪定枝）	○	○
c 焼却残渣、破碎残渣	○	○
d 拠点回収（廃食用油、廃蛍光灯）	○	○
（エ）拠点回収	○	○
（オ）戸別収集	△	○
（カ）家庭ごみ処理の有料化	△	○
<b>(2) 環境負荷の低減と適正処理の推進</b>		
ア 排出		
（ア）ごみと資源物の適正排出の指導	○	○
イ 収集・運搬		
（ア）低公害車等の導入	△	△
ウ 中間処理		
（ア）施設の適正な維持管理	○	○
（イ）焼却施設の整備		
a 延命化対策の実施	○	
b 新規整備	△	△
（ウ）資源化施設の新規整備		
a 有機性廃棄物資源化施設（生ごみ、植木剪定枝）	△	○
b その他の資源化施設	△	△
エ 最終処分		
（ア）延命化対策の実施	○	
（イ）新規整備	△	△
<b>(3) ごみ処理事業の効率化の推進</b>		
（ア）委託等民間活用	△	△
<b>(4) 市民、事業者との協働</b>		
ア 広報活動の充実	○	○
イ 廃棄物減量等推進員会議の充実	○	○
ウ 市民参画による排出抑制等の推進	○	○
<b>(5) 広域処理協議</b>	○	○

### 第3節 ごみ排出量等の予測

現状の施策を継続し、更に新たな施策を表 3.2.1 主な施策とスケジュールに沿って展開していった場合の将来的なごみ排出量、資源化量等について予測を行うと次のとおりとなります。

#### 1. ごみ処理の流れ

目標年度におけるごみ処理の流れは、図 3.3.1 及び図 3.3.2 に示すとおりとなります。

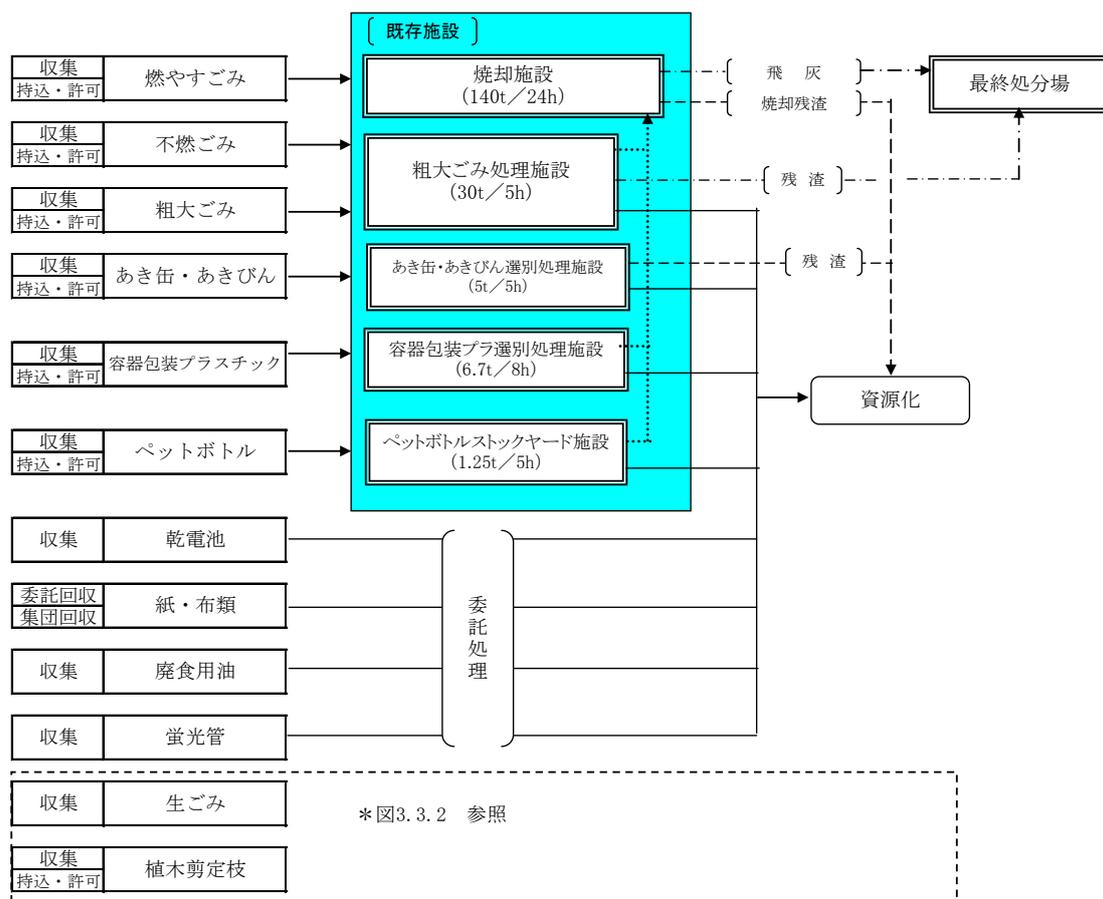


図 3.3.1 目標年度におけるごみ処理の流れ

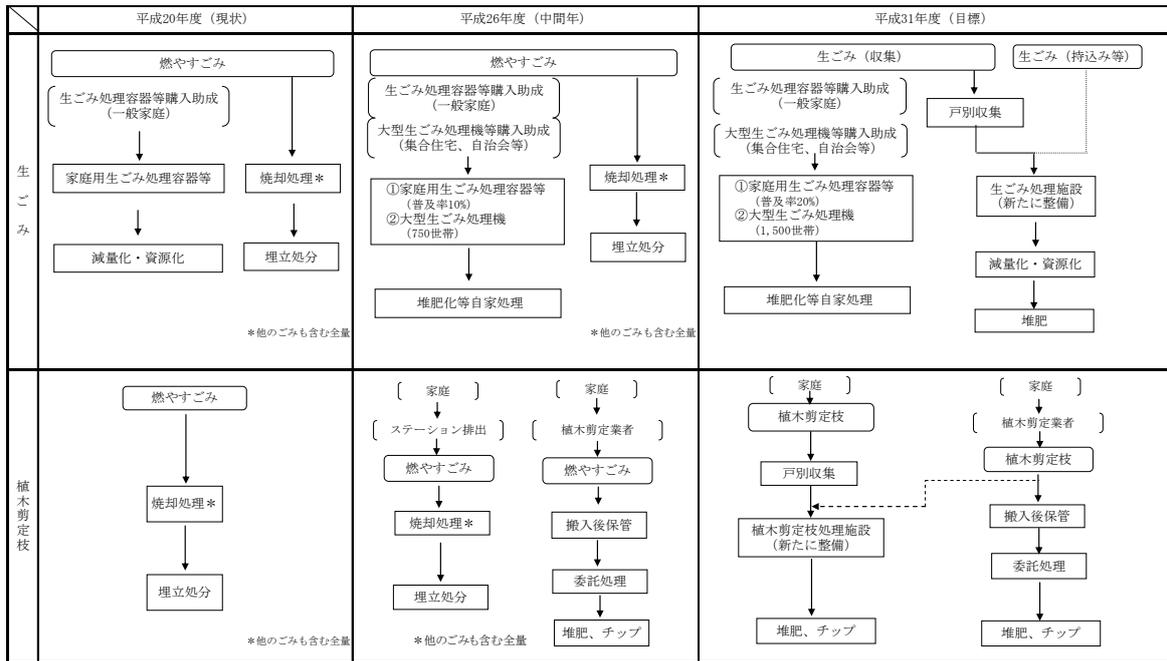


図 3.3.2 目標年度までの生ごみ及び植木剪定枝の資源化等の流れ

## 2. ごみ排出量、資源化量等の予測結果

---

ごみ処理の流れに沿って予測したごみ排出量、資源化量等の予測結果は、表 3.3.1 及び次に示すとおりとなります。

### (1) ごみ排出量

年間のごみ総排出量は、図 3.3.3 に示すとおりとなります。平成 20 年度実績では 22,101 t になっています。現状のままの施策で推移しますと平成 26 年度で 20,528 t、平成 31 年度（目標年度）で 19,471 t と予測されます。

更に、排出抑制等の新たな施策の展開により平成 26 年度で 19,692 t、平成 31 年度（目標年度）で 17,222 t まで減量化されるものと予測されます。平成 31 年度で平成 20 年度に比べて 22%のごみ量が減量されます。

内訳では、収集ごみ量が平成 26 年度で 13,183 t、平成 31 年度で 10,952 t と予測され平成 20 年度実績 15,144 t と比較して 28%の減量となります。持込・許可搬入ごみ量は、平成 26 年度で 3,270 t、平成 31 年度で 3,187 t と予測され平成 20 年度実績と比較して平成 31 年度で 18%の減量となります。

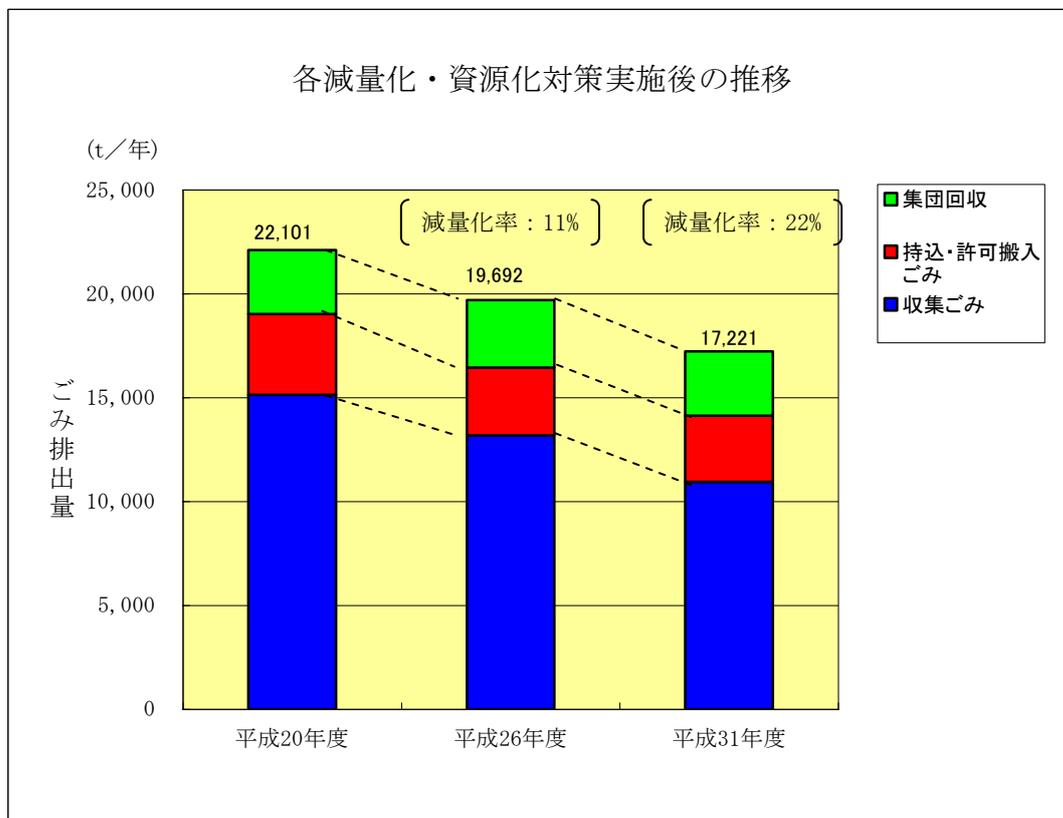
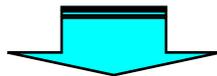
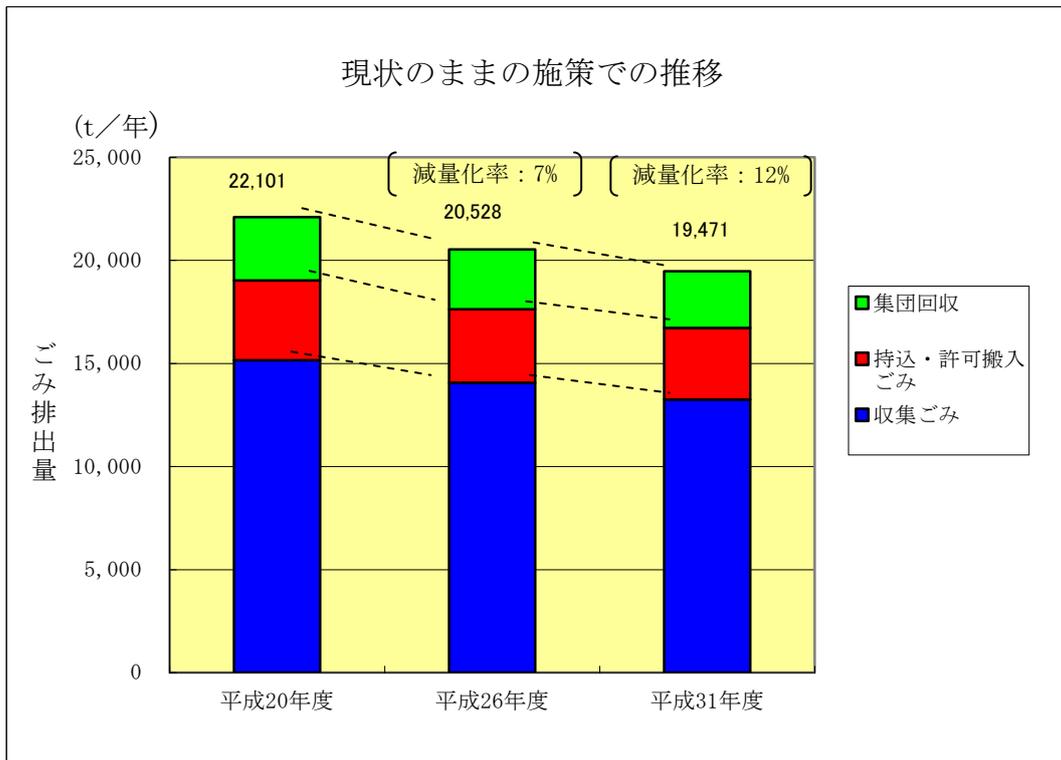


図 3.3.3 ごみ排出量の推移

## (2) 資源化量の予測

年間の資源化量は、図 3.3.4 に示すとおりとなります。平成 20 年度実績で 5,389 t（資源化率 24%）となっています。現状のままの施策で推移しますと平成 26 年度で 5,137 t（資源化率 25%）、平成 31 年度で 4,856 t（資源化率 25%）と予測されます。

更に、新たな施策の展開により平成 26 年度で 8,677 t（資源化率 44%）、平成 31 年度で 9,111 t（資源化率 53%）と予測されます。

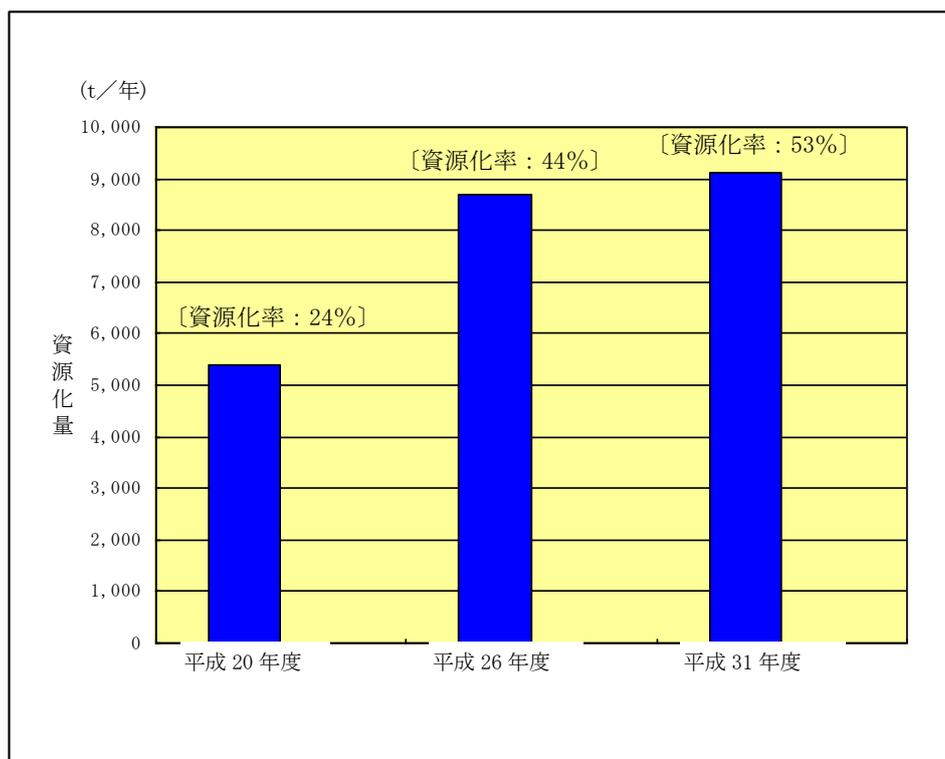


図 3.3.4 資源化量の推移

## (3) 処理内訳

### ア. 焼却処理

年間の焼却処理量は、図 3.3.5 に示すとおりとなります。平成 20 年度実績で 16,285 t となっています。新たな施策実施後の焼却処理量は、平成 26 年度で 12,416 t、平成 31 年度で 5,961 t と予測され、平成 31 年度では平成 20 年度と比較して 63%が削減されることとなります。

### イ. 最終処分

年間の最終処分量は、図 3.3.5 に示すとおりとなります。平成 20 年度実績で 2,863 t となっています。新たな施策実施後の最終処分量は、平成 26 年度

で 453 t、平成 31 年度で 296 t と予測され、平成 31 年度では平成 20 年度と比較して 90% が削減されることとなります。

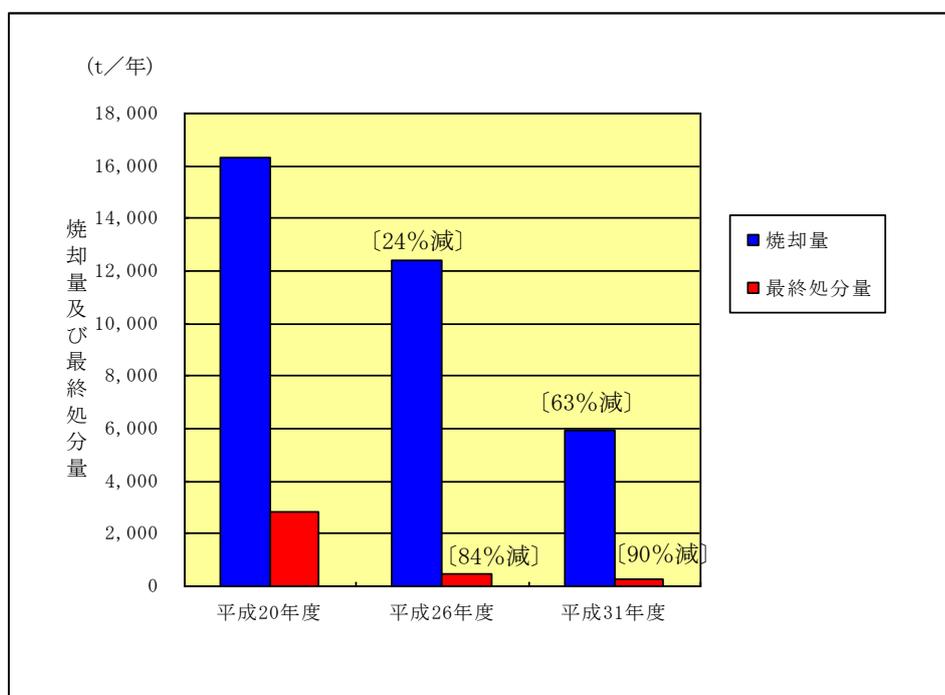


図 3.3.5 ごみ処理内訳の推移

表 3.3.1 ごみ排出量等予測結果

項目	年度		実績		
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
人口 (人)	58,485	58,025	58,406	58,600	58,660
収集ごみ	16,460	15,774	15,719	15,683	15,144
燃やすごみ	13,021	11,801	11,853	11,903	11,604
生ごみ					
植木剪定枝					
不燃ごみ	687	643	635	621	571
粗大ごみ	364	359	357	367	352
ペットボトル	185	189	189	188	185
容器包装プラスチック	485	957	920	906	819
あき缶・あきびん	909	914	884	860	836
乾電池	6	4	4	2	4
紙・布(委託回収)	803	907	877	836	773
廃蛍光管					
廃食用油					
持込・許可搬入ごみ	4,491	6,893	3,719	4,077	3,885
燃やすごみ	3,742	6,067	3,066	3,312	3,190
植木剪定枝	-	-	-	-	-
不燃ごみ	47	48	55	52	32
粗大ごみ	563	556	467	632	599
ペットボトル	3	2	1	0	1
容器包装プラスチック	108	203	115	70	54
あき缶・あきびん	28	17	15	11	9
集団回収(紙・布)	3,335	3,509	3,407	3,273	3,072
合計量	24,286	26,176	22,845	23,033	22,101
(発生原単位 (g/人日))	1,138	1,236	1,072	1,077	1,032
*下段は集団回収を除く	981	1,070	912	924	889

\*推計人口は、「人口推計結果報告書」(平成18年3月 逗子市)の予測値を基に設定した。  
\*発生原単位には清掃ごみを含む。

項目	中間年		目標	
	平成26年度	対20年度比	平成31年度	対20年度比
人口 (人)	57,510	-	55,567	-
収集ごみ	14,060	(0.93)	13,240	(0.87)
燃やすごみ	10,771	(0.93)	10,158	(0.88)
生ごみ				
植木剪定枝				
不燃ごみ	507	(0.89)	467	(0.82)
粗大ごみ	339	(0.96)	325	(0.92)
ペットボトル	186	(1.01)	179	(0.97)
容器包装プラスチック	737	(0.90)	668	(0.82)
あき缶・あきびん	781	(0.93)	741	(0.89)
乾電池	4	(1.00)	4	(1.00)
紙・布(委託回収)	735	(0.95)	698	(0.90)
廃蛍光管				
廃食用油				
持込・許可搬入ごみ	3,564	(0.92)	3,472	(0.89)
燃やすごみ	2,904	(0.91)	2,816	(0.88)
植木剪定枝	-	-	-	-
不燃ごみ	39	(1.22)	37	(1.16)
粗大ごみ	600	(1.00)	610	(1.02)
ペットボトル	1	(1.00)	1	(1.00)
容器包装プラスチック	14	(0.26)	4	(0.07)
あき缶・あきびん	6	(0.67)	4	(0.44)
集団回収(紙・布)	2,904	(0.95)	2,759	(0.90)
合計量	20,528	(0.93)	19,471	(0.88)
(発生原単位 (g/人日))	978	(0.95)	960	(0.93)
*下段は集団回収を除く	840	(0.94)	824	(0.93)

<主な施策による減量或いは資源化量> (t/年)

①生ごみ処理容器等購入助成による減量	240	普及率10%	622	普及率20%
②大型生ごみ処理機導入補助による減量	125	750世帯	230	1,500世帯
③生ごみ水切りによる減量	197	生ごみの5%	161	生ごみの5%
④家庭ごみ処理有料化による減量(燃やすごみ)	0	-	874	20%減量
⑤ 同 上 (不燃ごみ)	0	-	93	20%減量
⑥直接搬入ごみ処理料金見直しによる減量(燃やすごみ)	290	10%減量	282	10%減量
⑦ 同 上 (不燃ごみ)	4	10%減量	4	10%減量
⑧委託回収及び集団回収推進による紙類の増加	420	1人1日20g	406	1人1日20g

項目	年度		実績		
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
総ごみ排出量	24,286	26,176	22,845	23,033	22,101
処理内訳					
中間処理量	20,148	21,760	18,561	18,924	18,256
(焼却処理量)	17,691	16,298	16,419	16,695	16,285
直接資源化量	4,138	4,416	4,284	4,109	3,845
計	24,286	26,176	22,845	23,033	22,101
資源化量					
粗大ごみ処理施設	338	271	308	322	292
あき缶・あきびん選別施設	586	571	553	536	545
ペットボトルストックヤード施設	161	164	171	171	181
容器包装プラスチック選別施設	474	936	617	716	522
紙布(集団回収・委託回収)	4,138	4,416	4,284	4,109	3,845
乾電池	6	4	4	2	4
植木剪定枝					
堆肥					
廃蛍光管					
廃食用油					
焼却主灰等					
計	5,703	6,362	5,937	5,856	5,389
最終処分量	3,137	2,858	2,962	3,062	2,863
資源化率(%)	23	24	26	25	24
最終処分率(%)	13	11	13	13	13

項目	中間年		目標	
	平成26年度	対20年度比	平成31年度	対20年度比
総ごみ排出量	20528	(0.93)	19,471	(0.88)
中間処理量	16885	(0.92)	16,010	(0.88)
(焼却処理量)	14914	(0.92)	(14,160)	(0.87)
直接資源化量	3643	(0.95)	3,461	(0.90)
計	20528	(0.93)	19,471	(0.88)
資源化量				
粗大ごみ処理施設	275	(0.94)	267	(0.91)
あき缶・あきびん選別施設	496	(0.91)	470	(0.86)
ペットボトルストックヤード施設	174	(0.96)	167	(0.92)
容器包装プラスチック選別施設	549	(1.05)	491	(0.94)
紙布(集団回収・委託回収)	3639	(0.95)	3,457	(0.90)
乾電池	4	(1.00)	4	(1.00)
植木剪定枝				
堆肥				
廃蛍光管				
廃食用油				
焼却主灰等				
計	5137	(0.95)	4,856	(0.90)
最終処分量	2704	(0.94)	2,569	(0.90)
資源化率(%)	25	(1.04)	25	(1.04)
最終処分率(%)	13	(1.00)	13	(1.00)

## 第4節 ごみ処理個別計画

### 1. 資源化計画

#### (1) 資源化の基本方針

燃やすごみを極力少なくするため、これまでの資源化施策を継承していくとともに、新たな施策を採用し、市民・事業者の協力のもと、収集・運搬体制との整合を図り、資源化を推進していきます。

#### (2) 資源化施策

##### ア 市民活動への支援

市民による資源化活動に対して積極的な支援を行い、その活動内容等を広報等を通じて情報提供していきます。

##### イ 資源化品目の拡大

資源化品目に植木剪定枝、廃食用油、廃蛍光管を新たに追加し、資源化を行うとともに、今後さらに資源化技術の開発状況を見ながら資源化の追加品目について検討していきます。

##### ウ 拠点回収の整備

拠点回収については、拠点の場所、品目などの充実に向けて検討していきます。

##### エ 焼却灰及び選別残渣の資源化

焼却施設からの焼却灰及びあき缶・あきびん選別処理施設からの残渣について、最終処分場の延命化対策として資源化を行います。

##### オ 資源化施設の整備

新たに分別収集を行う生ごみ及び植木剪定枝については、資源化施設を整備し、資源化を図ります。



## 2. 収集・運搬計画

### (1) 収集・運搬の基本方針

各家庭から排出された資源物・廃棄物を衛生的に、かつ、資源化・処理体制と整合を図り、効率よく収集し、運搬する必要があります。

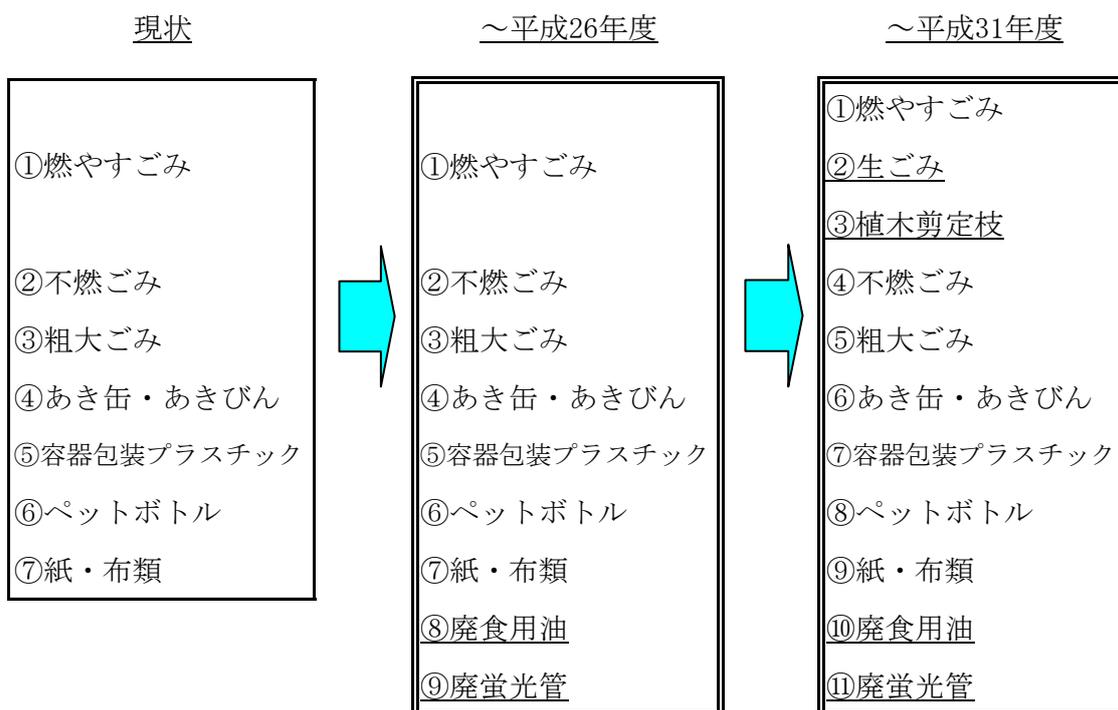
そのためには、次の方針に基づいた体制の整備を推進します。

- ① 資源化を推進するため分別区分及び収集方法の検討・実施
- ② 排出者の分別等マナーの徹底
- ③ 収集・運搬時の環境負荷の低減対策

### (2) 収集・運搬体制

#### ア 分別区分

資源化の推進から、現在分別区分に含まれない「廃食用油」、「生ごみ」、「植木剪定枝」、「廃蛍光管」を図 3.4.1 に示すとおり、新たに分別区分に順次追加していきます。



(注) \*スプレー缶・カセットボンベ、乾電池、危険物について細分化

図 3.4.1 ごみの分別区分

## イ 収集方法

現在、ステーション収集を基本に実施していますが、資源物の回収効率、利便性、排出マナー対策等を考慮して、拠点回収、戸別収集について検討していきます。また、資源物の収集の際のコンテナ利用について検討します。

拠点回収については、廃食用油、廃蛍光灯、びん類等について公共施設で試験的に実施し、品目、場所等の拡大についてはその結果を見極め順次拡大に努めます。

戸別収集については、市民の皆さんの排出の利便性、分別排出マナー対策等に効果があります。反面、収集に手間がかかることとなります。この様にメリット、デメリットがありますが、生ごみを収集し一括処理を行う場合、処理の効率性等から戸別収集が望ましいものと考えられます。そのことから、資源化施設等の施設整備と合わせて収集方式を検討していきます。

## ウ マナーの徹底

分別排出等マナーの徹底は、廃棄物減量等推進員との連携を密にし、分別が守られていない、排出曜日の間違いなどの不適切な排出者については指導を行うとともに、排出されたものについては現行どおり警告シールを貼り注意を促していきます。

また、新規転入者には、役所の窓口及び不動産管理会社等の協力のもとで分別排出について周知徹底を行っていきます。

## (3) 計画収集・運搬量

収集ごみ及び持込・許可搬入ごみの計画収集・運搬量は、表 3.4.1 に示すとおりとなります。

収集ごみの計画収集・運搬量は、平成 26 年度で 13,183 t / 年、平成 31 年度で 10,951 t / 年と推計されます。

持込・許可搬入の計画収集・運搬量は、平成 26 年度で 3,270 t / 年、平成 31 年度で 3,187 t / 年と推計されます。

表 3.4.1 収集・運搬量の推移

(t/年)

	分別区分	平成26年度	平成31年度
収集	燃やすごみ	9,793	3,496
	生ごみ	-	3,049
	植木剪定枝	-	1,320
	不燃ごみ	507	374
	粗大ごみ	339	325
	あき缶・あきびん	781	741
	容器包装プラスチック	737	668
	ペットボトル	186	179
	紙・布類	820	780
	乾電池	4	4
	廃食用油	10	10
	廃蛍光管	6	5
	小計	13,183	10,951
	持込・許可搬入	燃やすごみ	1,388
植木剪定枝		1,226	1,189
不燃ごみ		35	33
粗大ごみ		600	610
あき缶・あきびん		6	4
容器包装プラスチック		14	4
ペットボトル		1	1
小計		3,270	3,187
集団回収(紙・布類)		3,239	3,083
合計		19,692	17,221

### 3. 中間処理計画

#### (1) 施設整備方針

既存の施設は、ストックマネジメントの考え方により、日常の適正な運転管理と定期修繕及び延命化対策等を実施することにより、施設の長寿命化を図っていきます。

新たに分別を計画する生ごみ及び植木剪定枝については、施設を整備して対応していきます。

#### (2) 中間処理体系

目標年度における処理フローは、図 3.4.2 に示すとおりです。

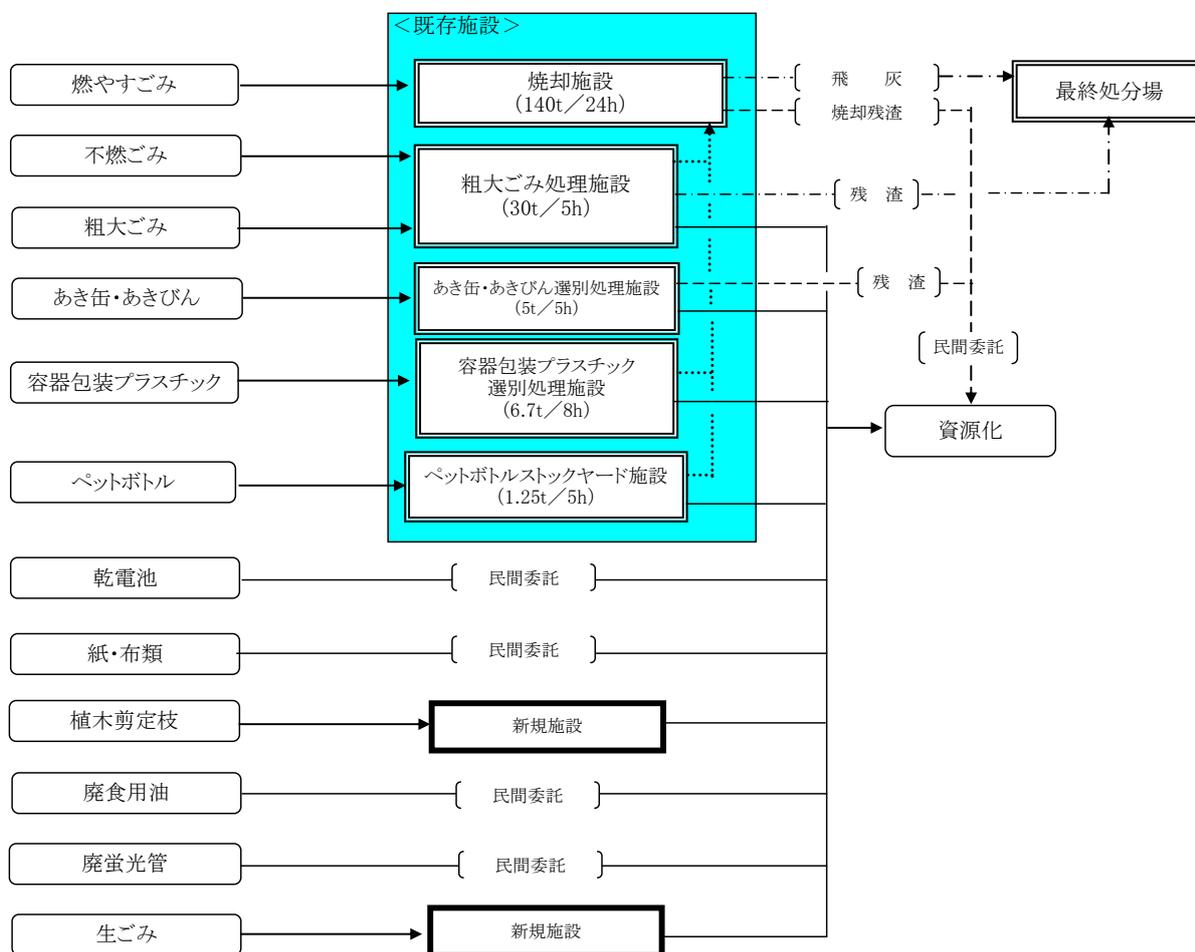


図 3.4.2 計画目標年度におけるごみ処理フロー

### (3) 施設整備計画

#### ア 改修等による延命化により対応する施設

##### (ア) 焼却施設

焼却施設は、既存施設の大規模改修を行い、延命化を図り、計画期間中は既存施設によって処理を行っていきます。

##### (イ) その他の既存中間処理施設

粗大ごみ処理施設、あき缶・あきびん選別処理施設、ペットボトルストックヤード施設及び容器包装プラスチック選別処理施設は、基本的には定期的修繕等により施設の保全に努め、計画期間中は既存施設によって処理を行っていきます。

なお、各施設は分散しており作業効率等を考慮すると、一箇所で行うことが望ましいこと、粗大ごみとして排出される物の中には再生利用が可能なものが多く含まれていることなどから、今後のリサイクルの動向、施設の稼動状況等を考慮して新たな処理システムを構築することも考えられます。今後、状況に応じて新たに施設整備を行うことも視野に入れ検討していきます。

#### イ 新たに整備する施設

##### (ア) 生ごみ資源化施設

生ごみは、各家庭及び拠点での減量化・資源化を推進し、それ以外に排出された生ごみについては市が整備した施設で資源化を行います。

施設の整備時期は、生ごみの減量化・資源化の推進が浸透した状況を見定め、かつ収集方式と調整を図り、決めていきます。遅くとも目標年度である平成 31 年度までには整備します。

施設規模、施設機能等については、今後の生ごみ量の減量化の推移、堆肥の需要及び技術開発の状況等を調査・検討し決めていきます。

##### (イ) 植木剪定枝資源化施設

植木剪定枝は、平成 26 年度以降新たに分別収集を行う計画であり、この計画にあわせ施設を整備していきます。

施設規模、施設機能等については、堆肥、チップ等の需要及び技術開発の状況等を調査・検討し決めていきます。遅くとも目標年度である平成 31 年度までには整備します。

### (4) 中間処理量

中間年度及び目標年度における中間処理必要処理量は、表 3.4.2 に示すとおりとなります。

表 3.4.2 中間処理量

施設	年度	(t/年)	
		平成26年度	平成31年度
焼却施設		12,416	5,961
粗大ごみ処理施設		1,481	1,342
あき缶・あきびん選別処理施設		787	745
容器包装プラスチック選別処理施設		751	672
ペットボトルストックヤード施設		187	180
植木剪定枝資源化施設		—	2,509
生ごみ資源化施設		—	3,049

## 4. 最終処分計画

---

### (1) 施設整備方針

今後新たに市域内に最終処分場を確保することは、地理的条件等から難しいものと考えられます。従って、最終処分量の削減及び延命化対策により既存施設の使用可能期間の延長を図っていくものとします。

### (2) 施設延命化対策

#### ア 既存施設の埋立可能容積の確保

転圧等により、埋立容積を確保し延命化を図ります。現状のごみ量でこのまま埋立て対象ごみを埋立てたとした場合、試算では、この工事により平成 29 年度まで埋立が可能となります。また、植木剪定枝の資源化策などによる埋立量の減少により、さらなる空間確保を進めます。

#### イ 埋立対象ごみの資源化による削減化

転圧等により確保する埋立空間をより有効に活用する必要があります。そのため、燃やすごみを資源化することでの埋立量の削減とともに、埋立対象ごみのうち焼却施設からの主灰及びあき缶・あきびん選別処理施設からの残渣を外部で資源化を行うことで、埋立量を削減し、最終処分場のさらなる延命化を図ります。

これらの施策による埋立量の削減により、既存施設の 10 年を超す延命化が可能となります。

## 5. その他ごみ処理に関して必要な事項

---

### (1) 不法投棄対策

市では、不法投棄を未然に防ぐため、市内の監視パトロールを実施し、また、常習箇所には、不法投棄防止警告看板を設置するなどの対策に努めます。特に悪質なケースについては、調査の上、警察に通報し、再発の抑制を図ります。

また、河川、国道・県道への不法投棄の対応は、それぞれの管理者である国、県が行っており、市はこれらの機関と連携をとり防止対策を進めていきます。

### (2) 災害時の廃棄物処理対策

地震災害等に伴い発生した災害廃棄物については、「神奈川県災害廃棄物等処理計画策定指針」に基づいて、県、周辺自治体のほか産業廃棄物協会、建設業協会等の関連団体の支援・協力を得ながら、迅速かつ円滑に除去するとともに、可能な限り現有施設で適正な処理処分を行っていきます。

## 第 4 章 生活排水処理基本計画

### 第 1 節 生活排水処理の現状

#### 1. 生活排水処理概要

本市における生活排水処理（生活雑排水、し尿）の処理フローを図 4.1.1 に示します。本市での生活排水は、公共下水道、単独処理浄化槽で処理され、その他、し尿・浄化槽汚泥の収集したものは、浄化センターに搬入し処理を行っています。

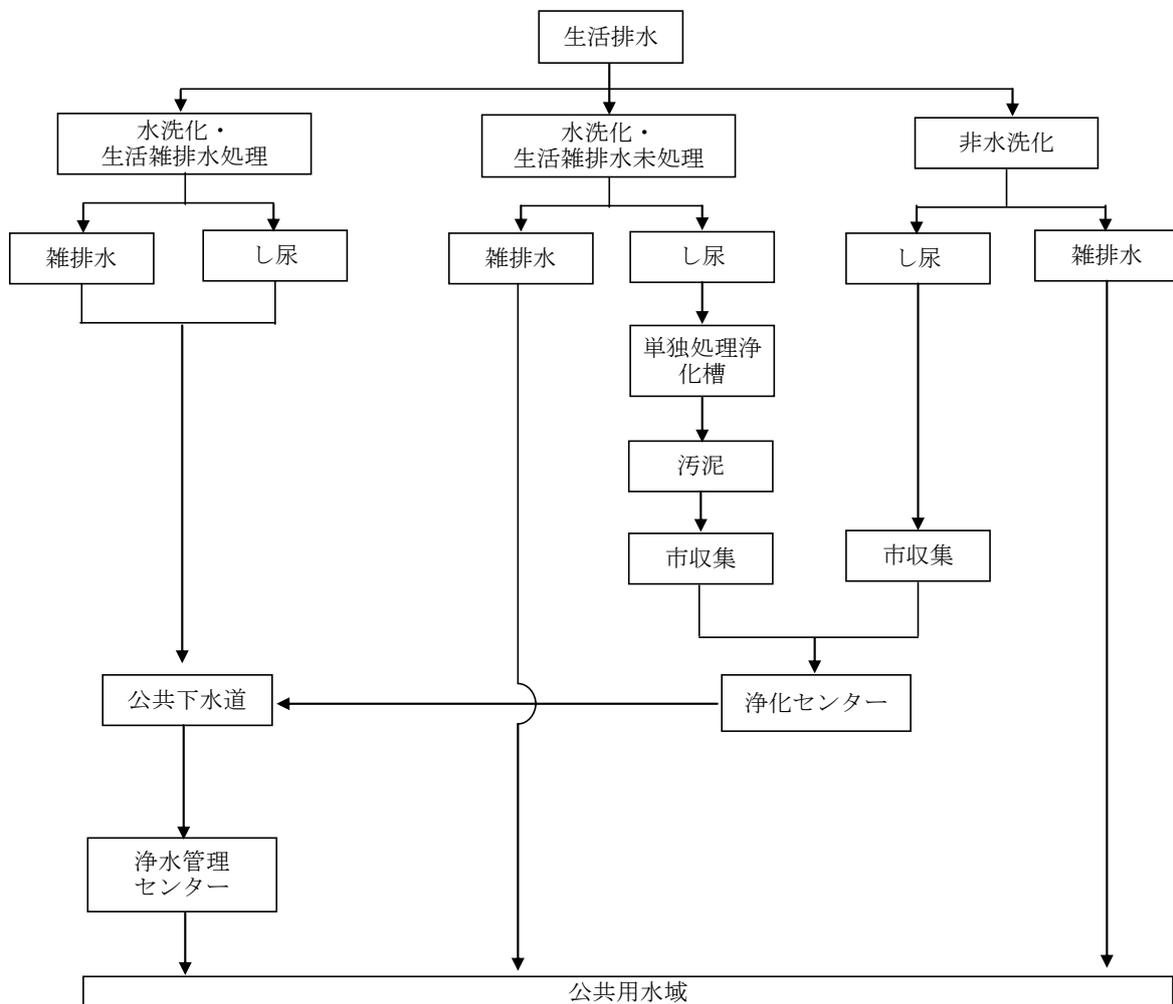


図 4.1.1 生活排水処理フロー

## 2. 生活排水処理実績

### (1) 生活排水処理形態別の人口の実績

本市における生活排水処理形態別の人口の実績は、表 4.1.1、図 4.1.2 に示すとおりです。生活排水処理率は、平成 20 年度で 98.3%です。

表 4.1.1 生活排水処理形態別の人口の実績

項目	年度				
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1.計画処理区域内人口	58,485	58,025	58,406	58,600	58,660
2.水洗化・生活雑排水処理人口	57,284	56,876	57,260	57,553	57,654
(1) 公共下水道	57,284	56,876	57,260	57,553	57,654
(2) 合併処理浄化槽	0	0	0	0	0
3.水洗化・生活雑排水未処理人口	822	801	806	745	726
単独処理浄化槽	822	801	806	745	726
4.非水洗化人口	379	348	340	302	280
生活排水処理率(%)	97.9	98.0	98.0	98.2	98.3

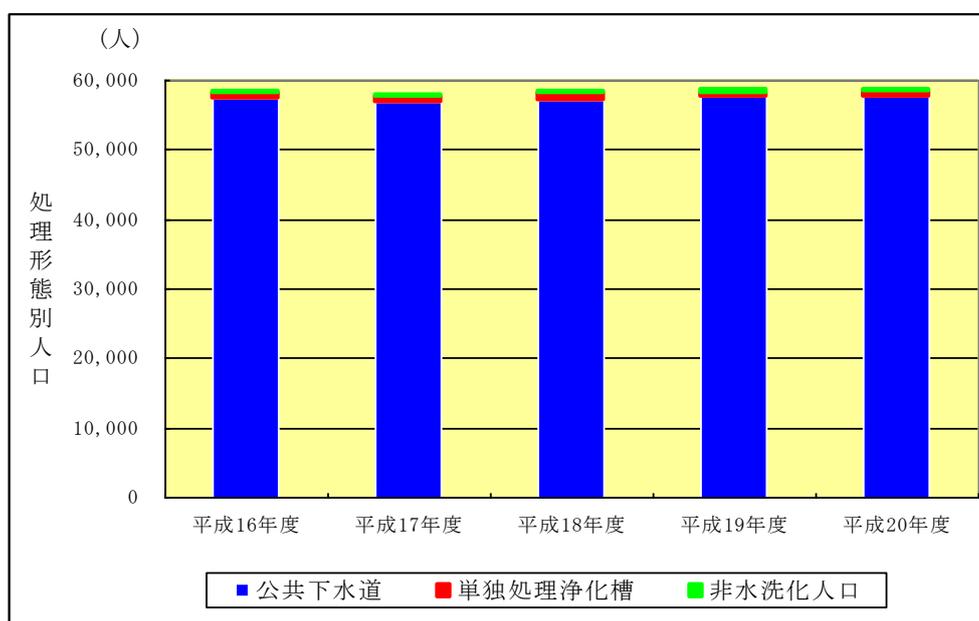


図 4.1.2 生活排水処理形態別の人口の実績

(2) 公共下水道の普及状況

公共下水道整備状況は、表 4.1.2 に示すとおり、整備率 100%となっています。

表 4.1.2 公共下水道整備状況

処理区域面積	865 ha (整備率100%)
処理区域内人口	60,323人
管渠延長	228.6 km
中継ポンプ	2箇所 (新宿、小坪)
終末処理場	1箇所 (桜山)

### 3. し尿及び汚泥処理の現状

#### (1) 排出量の実績

し尿及び浄化槽汚泥の排出量の実績は、表 4.1.3、図 4.1.3 に示すとおりです。

表 4.1.3 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の実績

(kl/年)

項目 \ 年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
し尿	637	570	450	431	434
浄化槽汚泥	197	153	167	139	139
合計	834	723	617	570	573

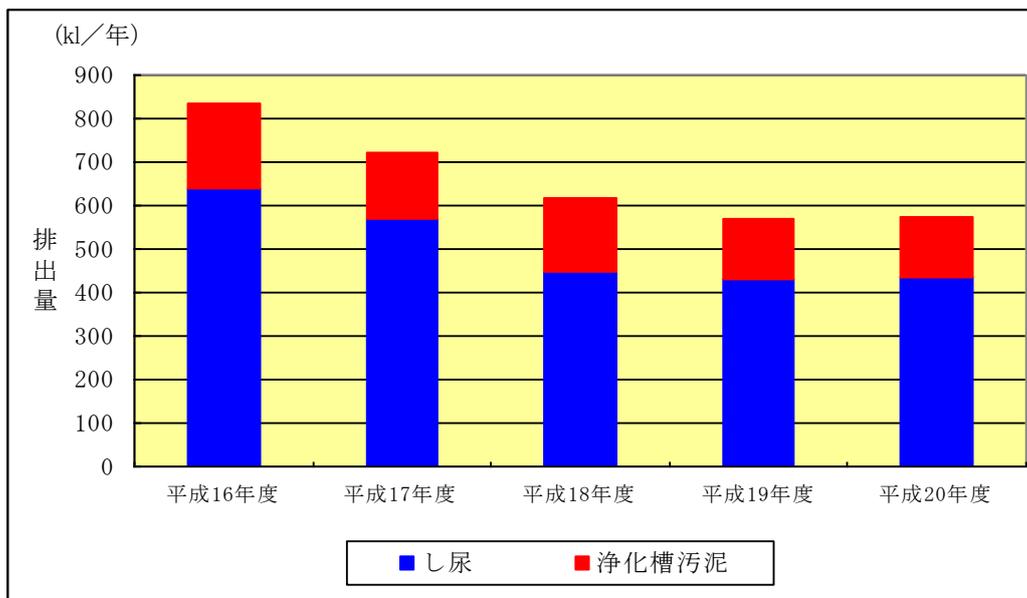


図 4.1.3 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の実績

#### (2) 1人1日あたりの排出量の実績

浄化槽汚泥及びし尿の1人1日当たり排出量（発生原単位）の実績は、表 4.1.4 に示すとおりです。

表 4.1.4 浄化槽汚泥及びし尿の1人1日当たり排出量の実績

項目		年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平均
し尿	人口(人)		379	348	340	302	280	—
	排出量(kl/年)		637	570	450	431	434	—
	発生原単位(l/人日)		4.6	4.5	3.6	3.9	4.2	4.2
浄化槽汚泥	人口(人)		822	801	806	745	726	—
	排出量(kl/年)		197	153	167	139	139	—
	発生原単位(l/人日)		0.7	0.5	0.6	0.5	0.5	0.6

## 4. 収集・運搬の現況

収集・運搬体制及び収集・運搬車両整備状況は、表 4.1.5、表 4.1.6 に示すとおりです。

表 4.1.5 収集・運搬体制

	し尿	浄化槽汚泥
収集回数	随時（申し込み制）	随時（申し込み制）
収集・運搬	委託*	委託*
中間処理	委託*	委託*
手数料徴収方法	定額従量制	定額制

（注）\*平成22年3月から委託

表 4.1.6 収集・運搬車両整備状況

（台）

種類	台数
中型バキューム車	2
小型バキューム車	1
計	3

## 5. 中間処理の現況

収集したし尿及び浄化槽汚泥処理は、浄化センターで処理を行っています。

処理方式は、公共下水道への希釈放流方式を採用しています。設備構成は、前処理設備、希釈放流設備、脱臭設備等からなっています。

## 第 2 節 生活排水処理量の将来予測

### 1. 生活排水処理形態別の将来人口

#### (1) 公共下水道人口

公共下水道人口は、総人口から他の生活排水処理形態別人口を差し引いて設定します。

#### (2) 生活雑排水未処理人口及び非水洗化人口

生活雑排水未処理人口及び非水洗化人口は、公共下水道の整備が完了していることから、今後これまでの傾向で公共下水道に接続されていくものと推測されます。

この様なことから、生活雑排水未処理人口及び非水洗化人口を予測すると表 4.2.1 に示すとおりとなります。

表 4.2.1 生活雑排水未処理人口及び非水洗化人口の見通し

(人)

項目	年度				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活雑排水未処理人口	681	656	631	606	582
非水洗化人口	243	226	209	194	180

項目	年度				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
生活雑排水未処理人口	557	532	507	482	458
非水洗化人口	167	155	144	134	124

#### (3) 生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別人口は、表 4.2.2 に示すとおりとなります。

表 4.2.2 生活排水処理形態別人口

項目	年度	実績					推計	
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度	平成31年度
1. 計画処理区域内人口 (人)		58,485	58,025	58,406	58,600	58,660	57,510	55,567
2. 水洗化・生活雑排水処理人口 (人)		57,284	56,876	57,260	57,553	57,654	56,748	54,985
(1) 公共下水道 (人)		57,284	56,876	57,260	57,553	57,654	56,748	54,985
(2) 合併処理浄化槽 (人)		0	0	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (人)		822	801	806	745	726	582	458
単独処理浄化槽 (人)		822	801	806	745	726	582	458
4. 非水洗化人口 (人)		379	348	340	302	280	180	124
生活排水処理率 (%)		97.9	98.0	98.0	98.2	98.3	98.7	99.0

## 2. し尿及び浄化槽汚泥処理量

生活排水処理形態別人口及び発生原単位を用いて推定した各汚泥発生量は、表 4.2.3 に示すとおりとなります。

表 4.2.3 し尿及び浄化槽汚泥処理量

項目	年度	実績					推計	
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度	平成31年度
1. 計画処理区域内人口	(人)	58,485	58,025	58,406	58,600	58,660	57,510	55,567
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	57,284	56,876	57,260	57,553	57,654	56,748	54,985
(1) 公共下水道	(人)	57,284	56,876	57,260	57,553	57,654	56,748	54,985
(2) 合併処理浄化槽	(人)	0	0	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口	(人)	822	801	806	745	726	582	458
単独処理浄化槽	(人)	822	801	806	745	726	582	458
4. 非水洗化人口	(人)	379	348	340	302	280	180	124
生活排水処理率	(%)	97.9	98.0	98.0	98.2	98.3	98.7	99.0
単独処理浄化槽汚泥量	(kl/人日)	0.7	0.5	0.6	0.5	0.5	0.6	0.6
同 上	(kl/年)	197	153	167	139	139	127	100
収集し尿量	(kl/人日)	4.6	4.5	3.6	3.9	4.2	4.2	4.2
同 上	(kl/年)	637	570	450	431	434	276	190

## 第 3 節 生活排水処理基本計画

### 1. 基本方針

本市の公共下水道は人口普及率 100%を達成しており、清潔で快適な生活環境の実現と河川・海の水質保全のために公共下水道人口 100%を目指していきます。

### 2. し尿・浄化槽汚泥処理計画

#### (1) 収集・運搬計画

##### ア 収集区域

し尿及び浄化槽汚泥の収集区域は、現行どおり行政区域全域とします。

##### イ 収集対象

収集対象は、し尿及び浄化槽汚泥とします。

##### ウ 収集・運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、委託で行っていきます。

#### (2) 中間処理計画

収集したし尿及び浄化槽汚泥は、浄化センターで希釈放流方式によって処理をした上で公共下水道処理します。